

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 163

0501 社会福祉事務に要する経費 1,738,498 円 (1,422,927 円)

[国・県 23,780 円 一財 1,714,718 円]

* 特財内訳

[県委：国民生活基礎調査委託金 6,180 円]

[県委：社会保障制度に関する意識調査委託金 17,600 円]

○ 目的

主に事務費であるが、委託料については下記のとおりである。

○ 内容

- ・福祉まつり(平成 30 年 10 月 27 日開催)事業委託料 150,000 円
- ・職員健康診断委託料 144,480 円

○ 効果

福祉まつりは、とりで障害者協働支援ネットワーク、取手市社会福祉協議会と取手市が共同で開催し、地域福祉の増進が図られた。職員健康診断委託料については、個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員への予防接種により B 型肝炎の感染事故が防げた。

[担当：社会福祉課] P. 163

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 127,412,000 円 (125,026,000 円)

[一財 127,412,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会が実施する事業に参加することにより、障害者、高齢者、そして地域の人々が生きがいを感じ、豊かな生活を送ることを目指す。社会福祉協議会の事業は営利を目的としないので、補助をすることによって健全な事業運営を図る。

○ 内容

(単位：千円)

| 年度 | 取手市 社会福祉 協議会 本所運営 | 藤代支所 運営 | 在宅福祉 サービス 運営 | 心配ごと 相談運営 | ヘルパー ステーション 運営 | ボランテ ィア支援 センター 運営 | 成年後見 事業 |
|-----|----------------------------|------------|--------------------|--------------|----------------------|----------------------------|------------|
| H30 | 78,867 | 20,746 | 868 | 0 | 18,386 | 814 | 7,731 |
| H29 | 77,228 | 20,263 | 706 | 0 | 18,534 | 814 | 7,481 |

○ 効果

各種事業を展開することで、障害者、高齢者、地域の人々がともに支え合いながら暮らしていける地域づくりが推進できた。

[担当：社会福祉課] P.163

2201 民生委員に要する経費 17,591,433 円 (17,521,333 円)

[国・県 25,200 円 一財 17,566,233 円]

* 特財内訳

[県補：民生委員推薦会交付金 25,200 円]

○ 目的

民生委員は、社会奉仕の精神をもち、住民の立場に立って相談にあたり、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める。

○ 内容

民生委員児童委員

(単位：人)

| 年度 | 地 区 | | | | | | | 合 計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| | 東部 | 取手 | 白山 | 中部 | 西部 | 戸頭 | 藤代 | |
| H30 | 22 (2) | 22 (2) | 20 (2) | 21 (2) | 27 (2) | 22 (2) | 53 (3) | 187 (15) |
| H29 | 22 (2) | 22 (2) | 20 (2) | 21 (2) | 27 (2) | 22 (2) | 53 (3) | 187 (15) |

() 内は主任児童委員の人数

・取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 17,447,100 円

○ 効果

地域福祉の担い手として、高齢者のニーズを把握し、福祉の増進に寄与した。また、心配ごと相談活動や地域福祉事業、ボランティア等の自主的活動に積極的に取り組み成果を上げた。

[担当：社会福祉課] P.163

2301 行旅死病人取扱いに要する経費 966,230 円 (326,470 円)

[国・県 119,382 円 一財 846,848 円]

* 特財内訳

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 119,382 円]

○ 目的

- ・行旅病人の救護及び行旅死亡人の火葬等を行う。
- ・亡くなった人の埋葬等を行う者がいない場合の火葬等を行う。

○ 内容

| 援 護 内 容 | H30 年度件数 | H29 年度件数 |
|---------|----------|----------|
| 行旅死亡人 | 0 件 | 0 件 |
| 行旅病人 | 0 件 | 0 件 |
| 墓地埋葬法扱い | 5 件 | 2 件 |

無縁墓地管理謝礼（高源寺・藤代下町墓地管理組合）

○ 効果

埋葬等を行う者がいない場合の火葬等を行うことができた。

[担当：社会福祉課] P.165

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000 円（376,546 円）

[一財 12,000 円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族援護法等により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護を目的とする。

○ 内容

| 援護内容等 | H30 年度 | H29 年度 |
|------------------------|--------|--------|
| 第 10 回特別弔慰金請求書類進達件数 | 0 件 | 98 件 |
| 第 10 回特別弔慰金国庫債券交付件数 | 48 件 | 206 件 |
| 戦傷病者手帳の記載事項変更届・死亡届等の進達 | 0 件 | 0 件 |
| 戦傷病者乗車券類引替証の交付 | 0 件 | 0 件 |
| 取手市遺族会会員数 | 388 人 | 410 人 |

・遺族会研修視察旅費 12,000 円

○ 効果

戦傷病者や遺族の福祉の増進に貢献できた。

[担当：社会福祉課] P.165

2501 更生保護に要する経費 751,500 円（755,100 円）

[一財 751,500 円]

○ 目的

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

| | |
|-----------------------|-----------|
| 取手地区保護司会に対する助成 | 275,500 円 |
| 取手地区保護司会取手支部に対する助成 | 300,000 円 |
| 取手地区更生保護女性会取手支部に対する助成 | 98,000 円 |

県更生保護協会負担金

78,000 円

○ 効果

犯罪者の更生や、犯罪予防のための世論啓発を趣旨とした“社会を明るくする運動”を推進することにより、地域社会の浄化に貢献できた。

[担当：社会福祉課] P.165

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 7,866,107 円 (9,051,689 円)

[国・県 6,127,242 円 一財 1,738,865 円]

* 特財内訳

[国負：中国残留邦人支援費負担金 5,371,242 円]

[国補：中国残留邦人支援給付システム整備費補助金 756,000 円]

○ 目的

戦中戦後を通じてご苦勞をされてきた中国残留邦人等のみなさんが、安心して老後の生活を送れるよう平成 20 年 4 月 1 日から開始された国の事業で、国で定めた生活費の基準を下回る場合に、上乘せの形で支援金が給付され最低生活が保障される。支援給付金のうち、配偶者支援給付は 4 分の 4、それ以外の支援給付は 4 分の 3 が国庫から負担される。

○ 内容

中国残留邦人支援給付システム保守点検委託料 259,200 円

中国残留邦人支援給付システム改修委託料 756,000 円

中国残留邦人支援給付金 6,844,167 円

(支援給付金別内訳)

(単位：円)

| 区 分 | H30 年度支援額 | H29 年度支援額 |
|---------|-----------|-----------|
| 生活支援給付 | 1,762,015 | 1,469,337 |
| 住宅支援給付 | 1,207,200 | 837,286 |
| 医療支援給付 | 2,910,096 | 6,033,136 |
| 介護支援給付 | 12,388 | 101,124 |
| 配偶者支援給付 | 952,468 | 346,352 |
| 計 | 6,844,167 | 8,787,235 |

○ 効果

市内に在住する 5 家族 6 人(平成 31 年 3 月 31 日現在)の残留邦人に支援金が給付され、生活の安定が図られた。

[担当：障害福祉課] P.165

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 16,840,000 円 (17,584,000 円)

[一財 16,840,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で、治療方法が未確立、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度が適用となる疾病により、入院、通院している者を対象に見舞金(年額20,000円)を支給した。平成29年4月1日から既存の306疾患に24疾患が指定難病として追加され330疾患に、小児慢性特定疾病は平成27年1月1日に対象が拡大され14疾患群704疾病に拡大された。療養者内訳は次のとおり。

〈指定難病〉

| 疾 病 名 | H30 (人) | H29 (人) | 疾 病 名 | H30 (人) | H29 (人) |
|----------------------------|------------|------------|------------------------|------------|------------|
| 球脊髄性筋萎縮症 | 1 | 1 | 筋萎縮性側索硬化症 | 10 | 11 |
| 進行性核上性麻痺 | 13 | 9 | パーキンソン病 | 114 | 113 |
| 大脳皮質基底核変性症 | 6 | 5 | 多発性硬化症/視神経脊髄炎 | 14 | 13 |
| 重症筋無力症 | 16 | 19 | 徐波睡眠期待持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 | 1 | 1 |
| 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー | 3 | 2 | 副腎白質ジストロフィー | 1 | 1 |
| 多系統萎縮症 | 6 | 9 | もやもや病 | 6 | 8 |
| 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く) | 32 | 31 | 全身性アミロイドーシス | 2 | 1 |
| プリオン病 | 0 | 1 | 天疱瘡 | 4 | 5 |
| 神経線維腫症 | 3 | 3 | 膿疱性乾癬(汎発型) | 2 | 1 |
| 表皮水泡症 | 1 | 1 | 高安動脈炎 | 7 | 7 |
| 結節性多発動脈炎 | 2 | 2 | 顕微鏡的多発血管炎 | 8 | 5 |
| 多発血管炎性肉芽腫症 | 2 | 1 | 悪性関節リウマチ | 11 | 11 |
| バージャー病 | 2 | 5 | 全身性エリテマトーデス | 95 | 95 |
| 皮膚筋炎/多発性筋炎 | 10 | 9 | 全身性強皮症 | 26 | 30 |
| 混合性結合組織病 | 7 | 6 | シェーグレン症候群 | 8 | 4 |
| 成人スチル病 | 2 | 2 | 再発性多発軟骨炎 | 2 | 3 |
| ベーチェット病 | 11 | 11 | 特発性拡張型心筋症 | 15 | 18 |
| 再生不良性貧血 | 5 | 6 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 | 1 | 1 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 11 | 11 | IgA腎症 | 6 | 8 |
| 多発性嚢胞腎 | 8 | 5 | 黄色靭帯骨化症 | 6 | 3 |
| 後縦靭帯骨化症 | 24 | 22 | 広範脊柱管狭窄症 | 2 | 2 |
| 特発性大腿骨頭壊死症 | 5 | 5 | 下垂体性ADH分泌異常症 | 4 | 3 |
| 下垂体前葉機能低下症 | 8 | 8 | サルコイドーシス | 7 | 10 |

| | | | | | |
|-------------------|-----|-----|------------------|-----|-----|
| 特発性間質性肺炎 | 6 | 5 | 肺動脈性肺高血圧症 | 5 | 4 |
| 慢性血栓塞栓性肺高血圧症 | 3 | 4 | 網膜色素変性症 | 42 | 41 |
| 原発性胆汁性胆管炎 | 12 | 17 | 原発性硬化性胆管炎 | 1 | 1 |
| 自己免疫性肝炎 | 3 | 2 | クローン病 | 23 | 27 |
| 潰瘍性大腸炎 | 125 | 163 | 好酸球性消化管疾患 | 1 | 1 |
| 筋ジストロフィー | 1 | 1 | 結節性硬化症 | 1 | 1 |
| 無脾症候群 | 1 | 1 | 単心室症 | 1 | 1 |
| 急速進行性糸状球体腎炎 | 1 | 1 | 一次性ネフローゼ症候群 | 2 | 2 |
| 間質性膀胱炎(ハンナ型) | 1 | 1 | 副甲状腺機能低下症 | 1 | 1 |
| 強直性脊椎炎 | 1 | 1 | スモン | 1 | 1 |
| 肥大性心筋症 | 1 | 0 | 自己免疫性溶血性貧血 | 1 | 0 |
| 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 | 1 | 0 | 痙攣重積型(二相性)急性脳症 | 1 | 0 |
| 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む) | 1 | 0 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 | 1 | 0 |
| | | | 人 数 計 | 768 | 804 |

〈小児慢性特定疾病〉

| 疾 病 名 | H30 (人) | H29 (人) |
|------------------------------|------------|------------|
| 前駆 B 細胞急性リンパ性白血病 | 2 | 4 |
| 17 及び 18 に掲げるもののほか、尿路奇形 | 1 | 1 |
| 微小変化型ネフローゼ症候群 | 2 | 1 |
| IgA 腎症 | 2 | 3 |
| 29 から 40 までに掲げるもののほか、慢性糸球体腎炎 | 1 | 1 |
| 気管支喘息 | 1 | 2 |
| 完全大血管転位症 | 1 | 1 |
| 完全房室ブロック | 1 | 1 |
| 心室中隔欠損症 | 2 | 1 |
| 32 及び 33 に掲げるもののほか、心室頻拍 | 1 | 1 |
| 僧帽弁閉鎖不全症 | 3 | 3 |
| 肺動脈弁狭窄症 | 1 | 1 |
| 静脈洞型心房中核欠損症 | 0 | 1 |
| 大動脈肺動脈窓 | 0 | 1 |
| 総肺静脈還流異常症 | 1 | 1 |
| 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 | 1 | 1 |
| 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 | 1 | 1 |
| ファロー四徴症 | 3 | 1 |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 両大血管右室起始症(タウジツヒ・ビング奇形を除く) | 3 | 3 |
| 5群：内分泌疾患 | 1 | 2 |
| 原発性低リン血症性くる病 | 1 | 2 |
| 単心室症、肺動脈閉鎖症、無脾症候群 | 1 | 1 |
| 卵巣形成不全 | 1 | 1 |
| バセドウ病 | 1 | 1 |
| 橋本病 | 1 | 1 |
| 28 から 30 に掲げるもののほか、先天性甲状腺機能低下症 | 1 | 2 |
| ゴナトロピン依存症思春期早発症 | 3 | 4 |
| 成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものに限る) | 0 | 1 |
| 成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるもの除く) | 0 | 9 |
| 成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症 | 6 | 0 |
| 21-水酸化酵素欠損症 | 1 | 1 |
| ターナー症候群 | 2 | 1 |
| 若年性突発性関節炎 | 4 | 4 |
| 全身性エリテマトーデス | 1 | 1 |
| 1型糖尿病 | 2 | 2 |
| シスチン尿症 | 1 | 1 |
| ウイスコット・オールドリッチ症候群 | 1 | 1 |
| 重症筋無力症 | 1 | 1 |
| 點頭てんかん(ウエスト症候群) | 1 | 1 |
| 乳児重症ミオクロニーてんかん | 1 | 1 |
| ダンディー・ウォーカー症候群 | 1 | 1 |
| もやもや病 | 1 | 1 |
| 潰瘍性大腸炎 | 1 | 1 |
| クローン病 | 1 | 1 |
| 胆道閉鎖症 | 1 | 1 |
| 1 から 6 までに掲げるもののほか、常染色体異常 | 1 | 1 |
| 巣状分節性糸球体硬化症 | 1 | 0 |
| 気道狭窄 | 1 | 0 |
| 4群：慢性心疾患 | 1 | 0 |
| プラダ・ウィリ | 1 | 0 |
| 1 から 6 まで掲げるもののほか、糖尿病 | 1 | 0 |
| 糖尿病 I 型 | 1 | 0 |
| 血液疾患 | 1 | 0 |

| | | |
|-----------------|----|----|
| 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 | 1 | 0 |
| 全前脳胞症 | 1 | 0 |
| 人 数 計 | 73 | 73 |

〈先天性血液凝固因子障害〉

| 疾 病 名 | H30 (人) | H29 (人) |
|------------------|------------|------------|
| 先天性血液凝固因子障害 | 1 | 1 |
| 第Ⅶ因子(ヘイグマン因子)欠乏症 | 0 | 1 |
| 人 数 計 | 1 | 2 |

○ 効果

見舞金の支給により本人の経済的負担の軽減と適切な入院、通院が図られた。

[担当：健康づくり推進課] P.165

3401 健康づくり推進事業に関する経費 8,134,939 円 (10,004,735 円)

[その他 1,402,800 円 一財 6,732,139 円]

* 特財内訳

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,294,000 円]

[諸収入：食育料理イベント個人負担金 8,800 円]

[諸収入：健康づくり推進事業個人負担金 100,000 円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していく。

○ 内容

・ 報償費 121,000 円

スマートウェルネスセミナー講師謝礼・歩数イベント賞品代・食育カレンダーイラスト制作謝礼。

・ 旅費 168,250 円

SWC 首長研究会及び健康づくり施策研修等へ参加した。

・ 需用費 2,317,104 円

健康づくり推進事業で使用する活動量計及び市健康づくりキャラクター「とりかめくん」を活用した啓発品の購入。食育料理教室の材料費。スマートウェルネスとりでのパンフレット、食育カレンダー及び健康づくりメニュー案内ちらし等の印刷。

・ 役務費 205,197 円

健康まつりに出店する飲食店に対する食品衛生許可申請をするための県収入証紙。スマートウェルネスとりでの新聞折込料及び郵送料。

- ・委託料 5,305,388 円

活動量計を活用した健康づくり推進事業の委託。健康まつりのメインイベント委託。ヘルスロードの案内看板(3基5コース分)設置委託。食育推進事業(健康づくりメニュー作成)の委託。

- ・負担金 18,000 円

県栄養士会会費及び竜ヶ崎保健所管内栄養士会負担金等。

○ 効果

スマートウェルネスとりでのパンフレットを作成し、市民に配布したことでスマートウェルネスとりでを広く周知することができた。食育カレンダーや健康づくりメニュー作成により、多方面に渡り、健康づくり施策を発信できた。また活動量計を活用した健康づくり事業により、多世代に健康づくりの取組みを推進することができた。

[担当：健康づくり推進課] P.167

3402 チャレンジデー事業に関する経費 470,446 円 (800,000 円)

[一財 470,446 円]

○ 目的

公益財団法人笹川スポーツ財団が主催する住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」への参加を通して、市民の健康づくり、地域におけるスポーツの振興及びコミュニティづくりを推進する。

○ 内容

- ・チャレンジデー実行委員会委託料 470,446 円

チャレンジデー2018(平成30年5月30日開催)の企画、実施、運営を取手市チャレンジデー実行委員会へ委託。

○ 効果

初参加となる今回、山形県米沢市と対戦した。結果は米沢市に敗れたが、参加率に応じて授与されるメダル認定証では銀メダルを獲得した。

(人口は平成30年2月1日現在)

| | 取手市 | 米沢市 |
|------|-----------|----------|
| 参加率 | 27.2% | 55.0% |
| 参加人数 | 29,321 人 | 44,988 人 |
| 人口 | 107,963 人 | 81,766 人 |

*メダル付与の基準(参加率)

金メダル…50%以上、銀メダル…25%以上 50%未満、銅メダル…25%未満

[担当：健康づくり推進課] P.167

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 134,809,709 円 (134,885,309 円)

[一財 134,809,709 円]

○ 目的

本市の市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・ 火災保険料 58,289 円
取手ウェルネスプラザ及び屋外ステージに係る火災保険。
- ・ 反響板運搬業務委託料 68,940 円
市民会館から取手ウェルネスプラザへ反響板を 8 枚運搬するための委託料。
- ・ ウェルネスプラザ指定管理料 131,706,000 円
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。
- ・ トレーニングマシン使用料 816,480 円
健康運動教室に使用する e-wellness システム用エアロバイク使用料。
- ・ 土地借上料 2,160,000 円
取手ウェルネスプラザ第 3 駐車場用地土地借上料。

○ 効果

前年度に続き、年間来館者数が目標の 18 万人を超えており、多くの人に利用されることで駅前に賑わいがもたらされている。

| 施設名 | 来館者数 (単位：人) | |
|-------------|-------------|---------|
| | 30 年度 | 29 年度 |
| 多目的ホール | 38,353 | 24,747 |
| 控室 1・2 | 2,074 | 1,265 |
| セミナールーム A・B | 21,659 | 19,212 |
| クッキングスタジオ | 2,497 | 2,532 |
| 健康スタジオ | 16,744 | 16,820 |
| オープンテラス | 3,940 | 4,361 |
| キッズプレイルーム | 45,260 | 43,105 |
| カフェ | 25,949 | 23,478 |
| トレーニングジム | 20,967 | 20,369 |
| デッキテラス | 22 | 0 |
| ウェルネスパーク | 3,937 | 3,389 |
| 保健センター | 11,164 | 15,039 |
| 視察等 | 11,542 | 12,121 |
| 合計 | 204,108 | 186,438 |

[担当：社会福祉課] P.167

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 24,309,000 円 (21,846,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 10,434,000 円]

* 特財内訳

[国負：生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

平成 27 年 4 月に施行した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から相談・支援を行う。国負担率 3/4 (人口規模で負担率の上限あり)。

○ 内容

取手市社会福祉協議会に委託し、相談窓口「くらしサポートセンター」を開設した。

- ・委託費 24,309,000 円
- ・配置人員 (主任相談支援員 1 名、相談支援員 1 名、就労支援員 1 名)
- ・相談件数 140 件

○ 効果

住居確保給付金や、県社会福祉協議会の生活福祉資金のほか、ハローワークでの就労支援などにつなぎ、生活困窮者を早期に把握し生活困窮者の自立の促進を図った。

[担当：社会福祉課] P.167

4401 生活困窮者住宅確保給付事業に要する経費 106,200 円 (0 円)

[国・県 79,650 円 一財 26,550 円]

* 特財内訳

[国負：生活困窮者住宅確保給付費負担金 106,200 円×3/4=79,650 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住宅確保給付金の支給を行う。賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円
複数世帯 42,000 円から

○ 効果

離職中の生活困窮者に対して住宅確保給付金の支給を行うことによって対象者の求

職期間中の住宅を確保し、生活困窮者の自立の促進を図った。

[担当：社会福祉課] P.167

4501 むくもり学習支援事業に要する経費 1,478,000円(1,439,000円)

[国・県 739,000円 一財 739,000円]

* 特財内訳

[国補：むくもり学習支援事業費補助金 739,000円]

○ 目的

生活保護世帯等の子どもたち(小学4年生から中学3年生まで)に対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

・学習支援登録数

小学生4人(小学4年生1人、小学5年生1人、小学6年生2人)

中学生7人(中学1年生2人、中学2年生1人、中学3年生4人)

・開催回数 43回(平成30年4月7日から平成31年3月23日まで)

・参加延べ人数 小学生 12人 中学生 17人

・講師数 4人

○ 効果

生活保護世帯等の子どもたちの学習意欲の向上を図った。

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.169

0501 障害福祉事務に要する経費 766,878円(988,283円)

[一財 766,878円]

○ 目的

主に事務費であるが報償費、旅費、需用費、委託料、補助金については下記のとおりである。

○ 内容

・報償費 身体障害者・知的障害者相談員謝礼 120,000円

・旅費 8,000円

・需用費 身体障害者手帳カバー 47,520円 窓開き封筒 77,112円

身体障害者手帳台紙 49,680円

・委託料 職員健康診断委託料 83,926円

・補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000円

手話サークル「あゆみ」補助金(一般公募補助事業) 60,000円

チャレンジの広場補助金（一般公募補助事業）

35,000 円

○ 効果

補助金は、障害者団体へ補助金を交付することにより団体運営の資質向上に努めることができた。職員健康診断委託料については、個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員への予防接種により B 型肝炎の感染事故が防げた。

[担当：障害福祉課] P. 169

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,966,483 円 (1,571,819 円)

[一財 1,966,483 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために要した診断書料の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

| 年度 | 件数 | 助成総額 |
|-----|-------|-------------|
| H30 | 603 件 | 1,966,483 円 |
| H29 | 564 件 | 1,571,819 円 |

○ 効果

障害者手帳の交付申請に必要な診断書料を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、手帳取得、福祉サービスの利用につなげることができた。

[担当：障害福祉課] P. 171

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費

5,389,940 円 (5,248,690 円)

[一財 5,389,940 円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関等への往復に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき700円を助成する。

- ・慢性透析療法を実施している者 年 60 枚
- ・その他の者 年 36 枚

| 年度 | 利用枚数 | 助成総額 |
|-----|---------|-------------|
| H30 | 7,165 枚 | 5,194,460 円 |
| H29 | 6,973 枚 | 5,055,910 円 |

・タクシー利用券印刷製本代 195,480 円

○ 効果

タクシー利用料金の一部（初乗運賃相当分）、移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の経済的負担を軽減し、障害者の外出支援を図ることができた。

[担当：障害福祉課] P.171

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,447,130 円 (1,190,977 円)

[一財 1,447,130 円]

○ 目的

18 歳以上の在宅の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

紙おむつ（フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパッド）4 種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年 4 回（4 月・7 月・10 月・1 月）支給する。

| 年度 | 延 人 員 | 助 成 総 額 |
|-----|-------|-------------|
| H30 | 137 人 | 1,447,130 円 |
| H29 | 112 人 | 1,190,977 円 |

○ 効果

紙おむつを支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。

[担当：障害福祉課] P.171

2401 障害児（者）及び付添人交通費支給に要する経費 5,038,098 円 (4,256,050 円)

[一財 5,038,098 円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児（付添人）が、障害者福祉施設又は学校等に通うために要する交通費、燃料費の一部を助成し、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

月額 5,000 円を限度に、年 3 回（8 月・12 月・4 月）助成する。

| 区 分 | H30 年度 | | H29 年度 | |
|-------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 申請件数 | 助成額 | 申請件数 | 助成額 |
| 身体障害者 | 41 件 | 230,669 円 | 35 件 | 249,103 円 |
| 精神障害者 | 325 件 | 3,579,807 円 | 288 件 | 3,167,212 円 |
| 知的障害者 | 94 件 | 1,135,561 円 | 62 件 | 704,995 円 |
| 児童 | 29 件 | 92,061 円 | 39 件 | 134,740 円 |

| | | | | |
|---|-------|-------------|-------|-------------|
| 計 | 489 件 | 5,038,098 円 | 424 件 | 4,256,050 円 |
|---|-------|-------------|-------|-------------|

○ 効果

障害者・児世帯の経済的負担軽減の一助となり、福祉施設等に通い社会参加の機会や自立に向けた訓練を増やすことにつながった。

[担当：障害福祉課] P.171

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

62,430,456 円 (29,194,304 円)

[国・県 468,000 円 地方債 29,700,000 円 一財 32,262,456 円]

* 特財内訳

[国補：地域生活支援事業補助金 316,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 152,000 円]

[市債：つつじ園施設整備事業債 29,700,000 円×80%≒23,700,000 円]

[市債：減収補てん債 6,000,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主たる対象者は知的障害者）に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立、社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

障害者総合支援法における訓練等給付の生活訓練、生活介護、就労訓練を提供した。（チラシ等の袋詰め、部品のバリ取り、EM ぼかしの製作、さをり織り等の軽作業、クラブ活動等）

指定管理者制度により平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営する。

・障害福祉サービス

開所日数 255 日 1 日平均利用者数 46.9 人 利用延べ人数 11,971 人

・生活訓練等事業（夜間支援）

障害者を介護している方が冠婚葬祭、休養等で障害者の介護が出来ない場合の対応や、将来親と離れて生活するための訓練を行っている。当事業を利用することにより、親と離れることへの慣れや介護者の休養等にも寄与できた。

事業実施日数 60 日 1 日平均利用者数 3.7 人 利用延べ人数 222 人

・地域活動支援センター

開所日数 255 日 1 日平均利用者数 5.7 人 利用延べ人数 1,457 人

・空調設備改修工事

29,700,000 円

○ 効果

日中活動の場を提供し、軽作業、創造的活動を通じて利用者の日常生活能力の維持・向上が図られた。

[担当：障害福祉課] P.171

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

4,356,134 円 (28,626,403 円)

[その他 1,040,491 円 一財 3,315,643 円]

* 特財内訳

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 700,000 円]

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 340,491 円]

○ 目的

在宅の障害者（主たる対象者は知的障害者）に対し自立訓練（生活訓練）就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

障害者総合支援法における訓練等給付の生活訓練、就労訓練を提供した。

（カフェウエルカムでの接客訓練、箸袋入れ作業、ゴム部品の組み立て、クリアファイルチラシ入れ作業、革工芸品、ビーズ製品の制作等）

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・障害福祉サービス

開所日数 246 日 1 日平均利用者数 27.5 人 利用延べ人数 6,781 人

・門扉改修工事 1,026,000 円

○ 効果

日中活動の場を提供し、軽作業、創作的活動を通じて利用者の日常生活能力の維持・向上が図られた。

[担当：障害福祉課] P.171

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

21,357,800 円 (23,114,000 円)

[国・県 1,290,000 円 その他 500,000 円 一財 19,567,800 円]

* 特財内訳

[国補：地域生活支援事業補助金 870,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 420,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 500,000 円]

○ 目的

在宅の障害者（主たる対象者は身体障害者）に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立、社会参加の促進を図る。

○ 内容

障害者総合支援法における訓練等給付の機能訓練、生活介護を提供した。また、地域活動支援センター事業により障害者の日中活動の場を提供した。

指定管理者制度により平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営する。

・ 障害福祉サービス

開所日数 249 日 1 日平均利用者数 7.3 人 利用延べ人数 1,824 人

・ 地域活動支援センター

開所日数 249 日 1 日平均利用者数 1.3 人 利用延べ人数 330 人

○ 効果

重度障害者に対しては入浴、排泄、食事等の日常生活の介助を提供し、介護者の負担軽減、利用者の生活の質の向上が図られた。また、軽度障害者に対しては創造的活動、機能訓練等による身体機能の維持、向上につながった。

[担当：障害福祉課] P.171

3001 障害者福祉計画策定に要する経費 308,350 円（0 円）

[一財 308,350 円]

○ 目的

障害者福祉計画（令和元年度から令和5年度）策定に伴い、障害者に関する施策全般にわたり取り組むべき方向性について検討する。

○ 内容

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ 障害者福祉計画策定委員会委員謝礼 | 110,000 円 |
| ・ 障害者福祉計画アンケート用紙及び封筒代 | 37,051 円 |
| ・ アンケートに係る郵便料 | 161,299 円 |

○ 効果

全4回開催の策定委員会で障害福祉全般についての様々な意見をいただき、令和元年度から令和5年度までの障害者福祉計画に反映することができた。

[担当：障害福祉課] P.173

3201 特別障害者援護に要する経費 19,957,850 円（20,424,550 円）

[国・県 14,984,250 円 一財 4,973,600 円]

* 特財内訳

[国負：特別障害者手当給付費 14,984,250 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

| 区 分 | H30 年度 | | H29 年度 | |
|---------|--------|--------------|---------|--------------|
| | 延受給者 | 支給総額 | 延受給者 | 支給総額 |
| 特別障害者手当 | 450 人 | 12,113,120 円 | 467 人 | 12,521,890 円 |
| 障害児福祉手当 | 463 人 | 6,777,770 円 | 469 人 | 6,839,660 円 |
| 経過的福祉手当 | 72 人 | 1,053,960 円 | 72 人 | 1,050,000 円 |
| 計 | 985 人 | 19,944,850 円 | 1,008 人 | 20,411,550 円 |

※年 4 回支給（5 月、8 月、11 月、2 月）

・通信運搬費 13,000 円

○ 効果

重度障害者世帯の経済的負担軽減を図り、福祉の増進に寄与した。

[担当：障害福祉課] P. 173

3301 介護給付費等に関する経費 1,512,374,183 円（1,392,253,347 円）

[国・県 1,126,057,102 円 一財 386,317,081 円]

* 特財内訳

[国負：自立支援給付費負担金 742,567,500 円]

[国負：自立支援給付費負担金(過年度) 6,540,101 円]

[県負：自立支援給付費負担金 376,949,501 円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・給付事業

| 給付項目 | H30 年度 | H29 年度 |
|----------|---------------|---------------|
| ■介護給付費 | 798,407,073 円 | 770,743,868 円 |
| [内訳]療養介護 | 11,000,870 円 | 11,940,310 円 |
| 居宅介護 | 65,307,061 円 | 59,847,742 円 |
| 重度訪問介護 | 0 | 47,654 円 |

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 同行援護 | 5,656,316 円 | 3,323,926 円 |
| 生活介護 | 548,937,558 円 | 527,901,329 円 |
| 短期入所 | 10,072,721 円 | 15,102,943 円 |
| 行動援護 | 179,403 円 | 2,094,279 円 |
| 施設入所支援 | 157,253,144 円 | 150,485,685 円 |
| ■訓練等給付費 | 687,768,821 円 | 598,795,645 円 |
| [内訳] 自立訓練（生活） | 39,144,791 円 | 36,929,572 円 |
| 自立訓練（機能） | 4,292,850 円 | 2,066,555 円 |
| 共同生活援助 | 149,056,849 円 | 116,691,232 円 |
| 宿泊型自立訓練 | 5,687,846 円 | 2,659,047 円 |
| 就労移行支援 | 72,765,431 円 | 70,303,810 円 |
| 就労継続支援 A 型 | 133,535,703 円 | 92,557,321 円 |
| 就労継続支援 B 型 | 261,344,070 円 | 256,593,384 円 |
| 就労定着支援 | 634,737 円 | — |
| 計画相談支援 | 21,306,544 円 | 20,994,724 円 |
| ■介護給付費・訓練等給付費合計 | 1,486,175,894 円 | 1,369,539,513 円 |

- ・ 特定障害者特別給付費 21,450,594 円
- ・ 高額障害福祉サービス等（償還払い） 171,518 円
- ・ 障害者給付審査会委員報酬・費用弁償 1,061,000 円
- ・ 医師意見書文書料 908,010 円
- ・ 障害福祉サービス費国保連支払審査手数料 1,470,140 円

○ 効果

障害者一人ひとりの状況について調査、聞き取りすることにより障害者の状況を把握し、自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、適切な支給決定を行うことができた。また、障害福祉サービスを利用することにより、障害者の生活の質を高めることができた。

[担当：障害福祉課] P.173

3302 自立支援医療に関する経費 53,048,550 円（58,652,828 円）

[国・県 41,465,970 円 一財 11,582,580 円]

* 特財内訳

[国負：自立支援医療給付費負担金 28,209,000 円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 13,256,970 円]

○ 目的

更生医療 身体障害者（身体障害者手帳所持者）に対し行われるその更生のために必

要な医療費の支給を行う。(対象となる医療行為の制限あり。)

育成医療 18歳未満の障害児(身体に障害のあるものに限る。)に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行う。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

| 年度 | 決定者数 | | 給付額 | 支払審査手数料 |
|-----|------|-----|-------------|---------|
| H30 | 更生 | 38人 | 49,502,188円 | 18,040円 |
| | 育成 | 3人 | 221,461円 | 520円 |
| | 療養介護 | 4人 | 3,304,233円 | 2,108円 |
| H29 | 更生 | 35人 | 54,366,404円 | 18,363円 |
| | 育成 | 6人 | 588,281円 | 1,246円 |
| | 療養介護 | 5人 | 3,676,278円 | 2,256円 |

○ 効果

免疫療法(HIV、腎臓・肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、人工透析、人工関節置換術等の自立支援医療により、障害の軽減等が図られ、受給者の生活向上につながった。

[担当：障害福祉課] P.173

3303 補装具費に関する経費 21,692,696円(22,141,968円)

[国・県 17,069,158円 一財 4,623,538円]

* 特財内訳

[国負：自立支援補装具費負担金 10,925,000円]

[国負：自立支援補装具費負担金(過年度) 720,984円]

[県負：自立支援補装具費負担金 5,423,174円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

| 区分 | H30年度 | | H29年度 | | 内容 |
|----|-------|-------------|-------|-------------|-------------|
| | 件数 | 支給額 | 件数 | 支給額 | |
| 交付 | 97件 | 16,859,588円 | 143件 | 18,891,685円 | 下肢装具、盲人安全杖等 |
| 修理 | 86件 | 4,833,108円 | 71件 | 3,250,283円 | 車いす、補聴器等 |
| 計 | 183件 | 21,692,696円 | 214件 | 22,141,968円 | |

○ 効果

補装具の交付（修理）によって、障害者の利便が図られ、日常生活の活動範囲拡大に寄与することができた。

[担当：障害福祉課] P.173

3304 地域生活支援事業に関する経費 52,695,291円（57,935,158円）

[国・県 35,837,000円 一財 16,858,291円]

* 特財内訳

[国補：地域生活支援事業補助金 23,877,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 11,960,000円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

| 項目 | H30年度 | H29年度 |
|------------------|-------------|-------------|
| 自立支援協議会委員謝礼 | 166,000円 | 140,000円 |
| 意思疎通支援事業委託料 | 667,270円 | 518,100円 |
| 地域活動支援センター事業委託料 | 4,560,535円 | 4,648,492円 |
| 生活支援（生活訓練）事業委託料 | 105,600円 | 156,000円 |
| 社会参加促進事業補助金 | 837,000円 | 786,000円 |
| 障害者生活ホーム助成 | 544,920円 | 1,906,170円 |
| 日常生活用具給付事業 | 22,134,301円 | 23,159,061円 |
| 移動支援事業 | 3,907,681円 | 4,867,916円 |
| 日中一時支援事業 | 15,175,884円 | 16,980,309円 |
| 訪問入浴サービス事業 | 3,543,750円 | 3,802,500円 |
| 自動車改造費助成 | 200,000円 | 200,000円 |
| 身体障害者運転免許取得費助成 | 100,000円 | 0円 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 259,200円 | 259,200円 |
| 精神障害者家族等相談員事業委託料 | 60,000円 | 60,000円 |

○ 効果

各事業を実施することにより、障害者の利便が図られ、日常生活等の活動範囲拡大、質の向上に寄与することができた。

[担当：障害福祉課] P.175

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費

3,042,400円(2,747,800円)

[一財 3,042,400円]

○ 目的

入浴施設の利用料金を助成することにより経済的負担の軽減と、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人1名の利用料金200円を助成する。

施設別助成利用状況

| 施設 | H30年度 | | H29年度 | |
|--------|------------|---------|------------|---------|
| | 助成額 | 延べ利用者数 | 助成額 | 延べ利用者数 |
| あけぼの | 580,800円 | 2,904人 | 583,600円 | 2,918人 |
| さくら荘 | 286,400円 | 1,432人 | 438,600円 | 2,193人 |
| かたらいの郷 | 2,175,200円 | 10,876人 | 1,725,600円 | 8,628人 |
| 合計 | 3,042,400円 | 15,212人 | 2,747,800円 | 13,739人 |

○ 効果

障害者の経済的負担の軽減並びに地域生活における支援や社会参加が促された。

[担当：障害福祉課] P.175

3701 緊急通報システム事業に関する経費 50,544円(0円)

[一財 50,544円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし障害者に対し、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置、自動通報を行う火災報知器、安否センサーによる自動通報装置を設置することにより、早期対応を行える体制を整えることで、ひとり暮らしの障害者の不安を軽減する。また、相談ボタンによる医師や看護師による専門的な相談に応じる。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、平成30年度より事業分担を行った。

○ 内容

- ・緊急通報システム使用料 50,544円
- 現在利用者分 端末使用料 @1,800円×1.08×2台×10月=38,880円
- @1,800円×1.08×3台×2月=11,664円

○ 効果

緊急通報装置及び安否センサーを設置することにより、ひとり暮らしの障害者等の不安を解消し、関係機関の救急活動がより一層迅速に行うことができた。

[担当：障害福祉課] P.175

3702 訪問理美容サービス事業に関する経費 16,000 円 (0 円)

[一財 16,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付を受けた者で、1 級又は 2 級の方で外出が困難な方に対し、在宅において調髪を受けるための理容師又は美容師の訪問に要する費用を助成し、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、平成 30 年度より事業分担を行った。

○ 内容

・訪問理美容サービス助成金

現在利用者 @2,000 円×4 枚×1 人=8,000 円

@2,000 円×3 枚×1 人=6,000 円

@2,000 円×1 枚×1 人=2,000 円

○ 効果

外出困難な 1 級又は 2 級の身体障害者に対し、在宅において調髪を受けるための理容師又は美容師の訪問サービスにより、障害者の快適で衛生的な生活環境の保持及び在宅福祉の向上が図られた。

[担当：障害福祉課] P.175

3703 障害者移動支援事業に関する経費 813,009 円 (0 円)

[一財 813,009 円]

○ 目的

障害者の外出の促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際の費用の一部を助成するとともに、移送団体に対して補助を行うことで、サービスの充実を図る。

※高齢福祉課の事業で障害者も対象になっている事業のため、平成 30 年度より事業分担を行った。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

障害者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を助成する。

| | 年度 | 利用枚数 | 助成総額 |
|----------------|-----|------|----------|
| 移送団体助成券 | H30 | 659枚 | 461,300円 |
| 移送団体・タクシー共通助成券 | H30 | 199枚 | 143,510円 |

・助成券印刷代 10,499円

・移送サービス介助等補助金 197,700円

○ 効果

タクシー利用料金の一部（初乗運賃相当分）、移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、障害者の経済的負担を軽減し、外出支援を図ることができた。

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.177

0501 老人福祉事務に要する経費 440,186円（398,528円）

[一財 440,186円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備するための台帳システムを導入し、対象世帯の実態を把握する。

○ 内容 (ひとり暮らし高齢者数、高齢者世帯数は各台帳の登録件数による)

| 区分 | 人口 | 高齢者人口 (65歳以上) | 高齢化率 | ひとり暮らし 高齢者数 | 高齢者 世帯数 |
|-------------|----------|------------------|--------|----------------|------------|
| H31.3.31 現在 | 107,204人 | 36,179人 | 33.75% | 4,293人 | 4,752世帯 |
| H30.3.31 現在 | 107,704人 | 35,658人 | 33.11% | 4,131人 | 4,518世帯 |
| H29.3.31 現在 | 108,278人 | 35,026人 | 32.35% | 3,959人 | 4,445世帯 |
| H28.3.31 現在 | 108,781人 | 34,266人 | 31.50% | 3,703人 | 4,455世帯 |
| H27.3.31 現在 | 109,184人 | 33,106人 | 30.32% | 3,622人 | 4,212世帯 |

○ 効果

高齢者の台帳を整備することにより、高齢者の実態を把握し、緊急事態等に対応することができた。

[担当：高齢福祉課] P.179

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,032,223円（7,712,220円）

[その他 841,970円 一財 10,190,253円]

* 特財内訳

[負担金：緊急通報システム設置費負担金 841,970円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な

災害・急病・事故等の緊急事態の対応を簡単かつ迅速にし、ひとり暮らしなどの不安を軽減する。

○ 内容

| 年度 | 当年度設置数 | 総設置台数 | 通報件数 | | 安否センサー等による駆けつけ件数 | |
|-----|--------|-------|-------|------|------------------|-----|
| | | | 正報 | 誤報 | 総件数 | 搬送 |
| H30 | 46 台 | 470 台 | 118 件 | 38 件 | 722 件 | 5 件 |
| H29 | 87 台 | 476 台 | 156 件 | 78 件 | 954 件 | 3 件 |

○ 効果

緊急通報装置及び安否センサーを設置することにより、ひとり暮らし高齢者等の不安を解消し、関係機関の救急活動がより一層迅速に行うことができた。

[担当：高齢福祉課] P. 179

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 12,280,099 円 (11,141,695 円)

[一財 12,280,099 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護者や身体障害者手帳受給者、肢体不自由、内部障害（人工透析含む）、精神障害、知的障害などにより、単独では公共交通機関を利用することが困難な方で、福祉有償運送の許可を受けた3団体の移動支援サービス利用者に対し、移動の際利用できる助成券を発行することにより、外出促進と閉じこもり防止を図る。

また、移動支援団体の福祉車両の点検整備費用に対し、補助を行い、安全確保を図る。

○ 内容

移動支援団体利用

| 年度 | 移動支援団体名 | 送迎回数 | 月平均利用回数 | 助成券支出額 |
|-----|----------------|---------|---------|-------------|
| H30 | 取手市社会福祉協議会 | 968 回 | 80 回 | 677,600 円 |
| | NPO 活きる | 6,172 回 | 514 回 | 4,320,400 円 |
| | 藤代なごみの郷 | 1,396 回 | 116 回 | 977,200 円 |
| | 計 | 8,536 回 | 711 回 | 5,975,200 円 |
| H29 | 取手市社会福祉協議会 | 1,099 回 | 92 回 | 769,300 円 |
| | NPO 活きる | 5,834 回 | 486 回 | 4,083,800 円 |
| | NPO 法人ふじしろ福祉の会 | 1,580 回 | 132 回 | 1,106,000 円 |
| | 計 | 8,513 回 | 710 回 | 5,959,100 円 |

タクシー利用（共通利用券）

| 年度 | 事業者数 | 延利用回数 | 月平均利用回数 | 助成券支出額 |
|-----|------|--------|---------|------------|
| H30 | 23 | 4,091回 | 341回 | 2,977,840円 |
| H29 | 23 | 3,821回 | 318回 | 2,784,130円 |

○ 効果

高齢者や身体障害者の移動支援サービス利用が促進され、外出支援・社会参加に寄与することができた。

【担当：高齢福祉課】 P.179

2206 愛の定期便事業に関する経費 331,760円（482,172円）

〔一財 331,760円〕

○ 目的

ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、乳酸菌飲料を配付するとともに安否の確認を図る。

○ 内容

愛の定期便事業（月・水・金の午前に配付）

| 年度 | 対象者 | 訪問日数 | 配達本数 | 金額 | 配達員 |
|-----|-----|--------|--------|----------|------|
| H30 | 60人 | 月水 91日 | 3,002本 | 234,156円 | 販売業者 |
| | | 金 50日 | 2,426本 | 97,040円 | ヘルパー |
| | 合計 | 141日 | 5,428本 | 331,196円 | |
| H29 | 73人 | 月水 92日 | 4,612本 | 359,736円 | 販売業者 |
| | | 金 48日 | 3,002本 | 120,080円 | ヘルパー |
| | 合計 | 140日 | 7,614本 | 479,816円 | |

○ 効果

乳酸菌飲料を届けることにより利用者の安否確認、健康保持及び孤独感の解消を図ることができた。

【担当：高齢福祉課】 P.179

2208 お休み処に関する経費 3,905,032円（3,100,808円）

〔一財 3,905,032円〕

○ 目的

地域のコミュニティを醸成し、地域での見守り支え合いにより高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者世帯の孤立化を防ぐ。

○ 内容

戸頭お休み処の施設賃借料 669,168円

井野お休み処の施設賃借料 592,224円

井野お休み処空調改修工事 1,058,400円

| 年度 | 施設名 | 利用者数 | 開所日数 | 平均(人/日) |
|-----|--------|--------|------|---------|
| H30 | 戸頭お休み処 | 5,536人 | 234日 | 23.65 |
| | 井野お休み処 | 5,502人 | 227日 | 24.23 |
| H29 | 戸頭お休み処 | 5,521人 | 234日 | 23.59 |
| | 井野お休み処 | 6,228人 | 235日 | 26.50 |

○ 効果

戸頭お休み処・井野お休み処ともに、ボランティアの協力により地域の高齢者等が利用でき、さまざまな人が集まり交流する中で「見守りの輪」を広げることができた。

[担当：高齢福祉課] P.181

2301 敬老祝金支給に要する経費 5,590,560円(5,256,145円)

[一財 5,590,560円]

○ 目的

88歳、99歳以上の高齢者に祝金を支給し、長寿を祝福する。

○ 内容 支給要件 基準日9月1日までの3ヶ月の間、引き続き住民登録があり、現に居住する者で、年度内に次の年齢に達する者。

| 年度 | | 88歳 | 99歳 | 100歳以上 | 計 |
|-----|--------------|-----------|---------|---------|-----------|
| H30 | 一人当たり支給金額(円) | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| | 対象者数(人) | 449 | 33 | 64 | 546 |
| | 支給総額(円) | 4,490,000 | 330,000 | 640,000 | 5,460,000 |
| H29 | 一人当たり支給金額(円) | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| | 対象者数(人) | 418 | 33 | 63 | 514 |
| | 支給総額(円) | 4,180,000 | 330,000 | 630,000 | 5,140,000 |

○ 効果

多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し、長寿を祝福することができた。

[担当：高齢福祉課] P.181

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 34,200,000円(34,200,000円)

[その他 10,002,778円 一財 24,197,222円]

* 特財内訳

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 10,002,778円]

○ 目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら、経験と能力を生かして働くことによって社会参加を促し、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与することを目的に、団体の育成強化を図り支援する。

○ 内容

(1) 会員数および入会率

| 年度 | 60歳以上人口 | 会員数 | 入会率 | 基準日 |
|-----|---------|------|-------|----------|
| H30 | 42,619人 | 615人 | 1.44% | H31.3.31 |
| H29 | 42,434人 | 654人 | 1.54% | H30.3.31 |

(2) 一般受託事業（請負）における実績

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 前年度比 | |
|-------|----------|----------|--------|-------|
| 受注件数 | 3,585件 | 3,484件 | 101件増 | 2.8%増 |
| 受注延件数 | 5,278件 | 5,169件 | 109件増 | 2.1%増 |
| 就業実人員 | 450人 | 468人 | 18人減 | 3.8%減 |
| 就業延人員 | 39,358人 | 38,904人 | 454人増 | 1.1%増 |
| 契約金額 | 18,023万円 | 17,561万円 | 462万円増 | 2.6%増 |

(3) 一般労働者派遣事業における実績

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 前年度比 | |
|-------|---------|---------|--------|-------|
| 受注件数 | 43件 | 42件 | 1件増 | 2.3%増 |
| 就業実人員 | 66人 | 65人 | 1人増 | 1.5%増 |
| 就業延人員 | 8,958人 | 8,588人 | 370人増 | 4.3%増 |
| 契約金額 | 3,690万円 | 3,560万円 | 130万円増 | 3.6%増 |

(4) 有料職業紹介事業における実績

| | 平成30年度 | 平成29年度 | 前年度比 | |
|------|--------|--------|------|--------|
| 求職者数 | 10人 | 14人 | 4人減 | 28.5%減 |
| 求人件数 | 8件 | 12件 | 4件減 | 33.3%減 |
| 求人数 | 17人 | 17人 | 増減なし | 増減なし |
| 紹介人数 | 7人 | 14人 | 7人減 | 50.0%減 |
| 就職者数 | 4人 | 9人 | 5人減 | 55.5%減 |

○ 効果

一般労働者派遣事業、有料職業紹介事業、従来からの請負受注と、三つの契約形態での就労を進めている。近年、事業に対する法的規則や、定年延長等の影響からの65歳未満年齢層の新規入会者の減少により、請負事業は減少傾向にある。代わって派遣、有料職業紹介による就業が徐々に増加している。各種講習会開催により会員のスキル向上を図り、地域社会の支え手としての役割や生涯現役という高齢者の生きがいの両面の充実を図ることができた。

[担当：高齢福祉課] P.181

2801 あけぼの管理運営に関する経費 42,384,207円(39,201,811円)

[その他 2,200,000円 一財 40,184,207円]

* 特財内訳

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,200,000円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、60歳以上の市民に対して、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

利用延人数 (単位：人)

| 種 類 | H30 年度 | H29 年度 |
|-------------|--------------|--------------|
| 教養講座 | 34 教室 16,496 | 34 教室 16,542 |
| 入浴外レクリエーション | 22,746 | 26,576 |
| 高齢者クラブ | 461 | 372 |
| その他団体利用 | 3,772 | 3,628 |
| 合 計 | 43,475 | 47,118 |

- ・浴室引戸修繕 345,600円
- ・男子トイレ修繕 345,600円
- ・カーペット張替修繕 432,000円
- ・浴室天井改修工事 1,285,200円

○ 効果

高齢者の憩いの場・情報提供の場・研修の場として、様々な事業を展開することにより、運営強化が図れた。

[担当：高齢福祉課] P.181

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 41,437,814円(93,614,137円)

[地方債 8,300,000円 その他 70,000円 一財 33,067,814円]

* 特財内訳

[市債：かたらいの郷施設整備事業債 8,370,000円×75%≒6,200,000円]

[市債：減収補てん債 2,100,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 70,000円]

○ 目的

世代間の交流及び高齢者の生きがい増進を図る。

○ 内容

施設利用状況

(単位：人)

| 年度 | 開館日数 | 1F (研修室等) | 2F (入浴施設) | 合計 |
|-----|------------------|-----------|-----------|--------|
| H30 | 310 日 (2F 310 日) | 27,999 | 62,158 | 90,157 |
| H29 | 311 日 (2F 285 日) | 25,342 | 59,348 | 84,690 |

・浴場空調改修工事 8,370,000 円

○ 効果

施設利用を通じて、高齢者から子供まであらゆる世代の人々の交流が図れた。

[担当：高齢福祉課] P. 183

2803 ふれあいの郷管理運営に関する経費 25,046,000 円 (35,110,000 円)

〈25,046,000 円〉※〈〉は、うち 29 年度繰越分

[地方債 〈20,100,000 円〉 その他 〈4,946,000 円〉]

* 特財内訳

[市債：福祉施設整備事業債 〈25,046,000 円×80%≒20,100,000 円〉]

[繰越金：前年度繰越金 〈4,946,000 円〉]

○ 目的

高齢者が要介護状態等になったときに、家庭事情等のため住宅での生活が出来ない場合等に、特別養護老人ホームに入所することで、日常生活の安定等充足を図る。

○ 内容

エレベーターの老朽化により、新設工事を実施した。

- ・エレベーター設置工事 23,426,000 円 (総額 58,536,000 円のうち)
- ・エレベーター工事監理業務委託 1,620,000 円

○ 効果

利用者の利便性と安全性が図れた。

[担当：高齢福祉課] P. 183

2804 さくら荘管理運営に関する経費 37,892,912 円 (76,758,977 円)

[地方債 8,700,000 円 その他 15,000 円 一財 29,177,912 円]

* 特財内訳

[市債：さくら荘施設整備事業債 8,716,000 円×80%≒6,900,000 円]

[市債：減収補てん債 1,800,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 15,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、60 歳以上の市民に対して、健康の増進・教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種

の相談に応じる。

○ 内容

利用延人数

(単位：人)

| 種 類 | H30 年度 | H29 年度 |
|--------|--------|--------|
| いきがい教室 | 4,354 | 4,423 |
| 諸 団 体 | 5,799 | 5,230 |
| 入 浴 等 | 7,307 | 11,878 |
| 合 計 | 17,460 | 21,531 |

※平成 30 年度はボイラー故障により 3 カ月間休館あり

- ・ボイラー改修工事 8,715,600 円
- ・樹木剪定業務委託 496,800 円

○ 効果

高齢者の憩いの場・情報提供の場・研修の場として、様々な事業を展開することにより、運営強化が図れた。

[担当：高齢福祉課] P. 183

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 8,131,108 円 (11,071,591 円)

[その他 1,287,900 円 一財 6,843,208 円]

* 特財内訳

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,287,900 円]

○ 目的

身体機能が低下し、かつ経済上または家庭内の問題（虐待など）により居宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームに入所措置を行う。

○ 内容

養護老人ホーム

| 年度 | 入所施設数 | 措置実人数 | 措置延人数 | 措置費 |
|-----|-------|-------|-------|--------------|
| H30 | 2 施設 | 5 人 | 39 人 | 8,121,294 円 |
| H29 | 2 施設 | 4 人 | 48 人 | 10,655,652 円 |

○ 効果

養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の生活安定が図れた。

[担当：高齢福祉課] P. 183

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 3,057,500 円 (3,004,500 円)

[国・県 496,000 円 一財 2,561,500 円]

* 特財内訳

[県補：高齢福祉対策費補助金 496,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるため、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

○ 内容

助成内容は、単位老人クラブへ会員数により次のとおり助成する。

75人以上 124,400円、50～74人 84,800円、31～49人 41,600円、30人以下 27,200円

| | クラブ数 | 会員数 |
|-----|-------|--------|
| H30 | 37クラブ | 1,990人 |
| H29 | 37クラブ | 1,966人 |

| | 健康推進事業活動 | 社会清掃奉仕活動 | 趣味教養活動 | 計 |
|-----|----------|----------|---------|---------|
| H30 | 32,500人 | 3,625人 | 10,254人 | 46,379人 |
| H29 | 22,234人 | 4,112人 | 9,714人 | 36,060人 |

○ 効果

各高齢者クラブへの助成により、クラブの活動も活性化・定着化し、高齢者に市民活動参加の場を提供することができた。また、高齢者クラブ連合会は、各単位高齢者クラブの中核機能としてクラブ間の連絡調整、とりまとめを行っており、クラブ間の連帯強化が図れた。

[担当：健康づくり推進課] P.183

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 2,953,173円 (2,116,502円)

[その他 1,000,000円 一財 1,953,173円]

* 特財内訳

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,000,000円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画する施設の管理運営を行い、健康増進と生きがいつくりを図る。

○ 内容

・修繕料 1,045,440円

いきいきプラザに設置しているエレベーターの経年劣化した部品等を修理。

・火災保険料 3,733円

いきいきプラザの火災保険。

・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料 1,904,000円

介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代）の指定管理料7,820,000円のうちの施設管理費1,904,000円。事業運営費5,916,000円について

は介護保険特別会計から支出。

○効果

延利用者数

(単位:人)

| 施設名/開設日 | H30年度 | | H29年度 | |
|------------------------------|--------|---------|--------|---------|
| | 利用者数 | ボランティア数 | 利用者数 | ボランティア数 |
| いきいきプラザ 月水木金(9:30~16:00) | 6,476 | 718 | 6,268 | 709 |
| げんきサロン戸頭西 月~金(9:30~16:00) | 6,714 | 1,204 | 6,504 | 1,250 |
| げんきサロン稲 火木金(9:30~16:00) | 4,135 | 686 | 3,675 | 797 |
| げんきサロン藤代 月火水金(9:30~16:00) | 4,899 | 684 | 4,977 | 750 |
| 合計 | 22,224 | 3,292 | 21,424 | 3,506 |

地域の高齢者が施設を利用し、交流を図ることで閉じこもり予防や健康の増進、生きがいがつくりにつながった。

[担当: 高齢福祉課] P.185

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 3,653,250円(4,494,437円)

[一財 3,653,250円]

○目的

低所得者(介護保険料所得段階第1段階者・第2段階者・第3段階者)の居宅介護サービス費の利用料を一部助成することにより、介護サービスを受けやすくし、自宅での生活の継続に寄与する。

○内容

| 対象者数(人) | | 助成金額(円) | |
|---------|-------|-----------|-----------|
| H30年度 | H29年度 | H30年度 | H29年度 |
| 136 | 180 | 3,626,072 | 4,469,065 |

○効果

利用料助成を行うことにより、利用者の負担を軽減することができた。

[担当: 高齢福祉課] P.185

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 8,817,231円(7,520,653円)

[その他 1,296,000円 一財 7,521,231円]

＊ 特財内訳

[諸収入：市有物件災害共済金 1,296,000 円]

○ 目的

小貝川の自然の中で、水・陸・空の三次元を活用した事業を実施し、あらゆる人の交流、子育ての支援、高齢者の介護予防、障害者の自立支援、自然を生かしての癒しの効果などを図る。

○ 内容

| 区分 | 事業内容 | 平成 30 年度 参加者数 (人) | 平成 29 年度 参加者数 (人) |
|-------|------------|----------------------|----------------------|
| 子育て支援 | ポニー教室 | 929 | 1,413 |
| | マウンテンバイク教室 | 4 | 0 |
| | カヤック教室 | 10 | 31 |
| | 未就学児支援 | 355 | 343 |
| | 総合学習支援 | 206 | 132 |
| | 子どもの水辺安全講座 | 656 | 240 |
| 介護予防 | 要介護者乗馬 | 241 | 362 |
| | シニア乗馬教室 | 174 | 187 |
| | パソコン教室 | 432 | 474 |
| | 野外活動支援事業 | 450 | 45 |
| 障害者 | 障害者乗馬 | 466 | 378 |
| | 野外活動支援事業 | 507 | 409 |
| 一般 | 引馬、乗馬レッスン等 | 3,248 | 2,669 |
| その他 | ボランティア参加者 | 263 | 250 |
| その他 | その他牧場入園者 | 9,013 | 6,613 |
| | 合計 | 16,954 | 13,546 |

・生き生きクラブ空調改修工事 1,296,000 円

○ 効果

小貝川の自然を生かした事業で、参加対象者を未就学児や青少年から高齢者、障害者までと幅広く実施し、達成感に満ちた時間を共有して、人々の相互理解と交流を図ることができた。

1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P.185

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 1,663 円 (1,819 円)

[一財 1,663 円]

○目的

配偶者等からの暴力を受けた者の相談に対し助言を行い、状況の改善や生活の自立を支援する。

○内容

相談事業

ドメスティック・バイオレンス相談（配偶者からの暴力）

家庭相談員（兼務）2人/開設場所：取手庁舎

消耗品 1,663円

・電話相談・来所相談件数

| 年度 | DV相談 | | DV以外の相談 | | 合計 | |
|-----|-------|--------|---------|--------|-------|--------|
| | 件数(件) | 延件数(人) | 件数(件) | 延件数(人) | 件数(件) | 延件数(人) |
| H30 | 17 | 72 | 19 | 28 | 36 | 100 |
| H29 | 22 | 33 | 23 | 38 | 45 | 71 |

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.185

0501 医療福祉事務に要する経費 16,104,869円（15,308,815円）

[国・県 4,943,000円 一財 11,161,869円]

* 特財内訳

[県補：医療福祉事務費 9,886,000円×1/2=4,943,000円]

○目的

医療福祉費支給事業の実施に伴い、取手市が医療機関に交付する事務交付金や国保連合会・支払基金への診療報酬明細書等の審査に対して手数料の支払いを行う。

○内容

審査支払手数料 11,912,011円

(内訳)

マル福分 (国保連合会) 3,005,121円
(支払基金) 5,410,267円 (調剤以外)
(支払基金) 1,740,150円 (調剤)
ぬくもり分 (国保連合会) 158,809円
(支払基金) 1,238,610円 (調剤以外)
(支払基金) 359,054円 (調剤)

国保連合会共同電算委託料 1,817,586円

○効果

医療福祉費支給に関する事務を円滑に実施することが出来た。

[担当：国保年金課] P.187

0601 医療福祉費助成に要する経費 586,040,404円 (580,278,610円)

[国・県 244,609,982円 その他 55,063,727円 一財 286,366,695円]

* 特財内訳

[県補：医療福祉医療費 237,251,000円]

[県補：医療福祉医療費（過年度） 7,358,982円]

[諸収入：高額療養費返納金 54,903,467円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,584円]

[諸収入：その他返納金 158,676円]

○ 目的

医療福祉費支給制度（マル福）とは、一定条件を満たす人が医療保険を使って医療機関等にかかった場合、一部負担金を公費で助成する制度である。

○ 内容

小児（小学校6年生までの外来・入院医療費及び中学生・高校生相当年齢の入院医療費）、母子家庭の母子、父子家庭の父子、妊産婦、重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けられるよう、公費で医療費の一部を負担する。また、所得制限により「医療福祉費支給制度（マル福）」に該当しない小児及び中学生・高校生相当年齢の外来について、市単独事業の「ぬくもり医療支援事業」で医療費の助成を行い、子育て世代の経済的支援を行う。

・医療費給付内訳（H30年度補助対象分）

| 区分 | 月平均対象者 (人) | 年間受診件数 (件) | 総支払額 (円) | 一人当支払額 (円) |
|------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 小児 | 11,419 | 137,021 | 181,827,344 | 15,923 |
| 母子家庭 | 1,422 | 17,070 | 40,853,469 | 28,730 |
| 父子家庭 | 163 | 1,955 | 3,899,128 | 23,921 |
| 妊産婦 | 415 | 4,976 | 28,288,980 | 68,166 |
| 重度障害 | 696 | 8,350 | 132,873,417 | 190,910 |
| 高齢重度 | 1,352 | 16,228 | 144,899,088 | 107,174 |
| 合計 | 15,467 | 185,600 | 532,641,426 | |

・医療費給付内訳（H29年度補助対象分）

| 区分 | 月平均対象者 (人) | 年間受診件数 (件) | 総支払額 (円) | 一人当支払額 (円) |
|------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 小児 | 10,717 | 128,598 | 186,695,272 | 17,420 |
| 母子家庭 | 1,491 | 17,898 | 41,730,676 | 27,988 |
| 父子家庭 | 157 | 1,889 | 3,914,240 | 24,931 |
| 妊産婦 | 416 | 4,992 | 29,136,973 | 70,041 |

| | | | | |
|------|--------|---------|-------------|---------|
| 重度障害 | 688 | 8,254 | 133,721,586 | 194,363 |
| 高齢重度 | 1,340 | 16,081 | 141,556,497 | 105,639 |
| 合計 | 14,809 | 177,712 | 536,755,244 | |

・医療費助成内訳(市単独分)

| 区分 | H30年度 | | H29年度 | |
|------|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
| | 件数(人) | 金額(円) | 件数(人) | 金額(円) |
| ぬくもり | 28,955 (3月末 4,784) | 53,398,978 | 23,844 (3月末 2,761) | 43,523,366 |

○ 効果

医療福祉制度(マル福・ぬくもり)は、医療費の患者負担分を公費で助成し受療を容易にすることから、医療を必要とする方の健康保持及び経済的な援助が図られた。

特に、ぬくもり医療支援事業は子育て世代に対する経済的支援により、安心して子育てに育む環境づくりに寄与することができた。

なお、平成30年10月から小児マル福制度の入院医療費の助成対象年齢が18歳(高校生相当年齢)まで拡大されたことに合わせ、市単独事業である「ぬくもり医療支援事業」の外来医療費の助成対象年齢を18歳(高校生相当年齢)までに拡大した。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.187

0501 国民年金事務に要する経費 804,872円(1,091,371円)

[国・県 804,872円]

* 特財内訳

[国委：国民年金事務委託金 804,872円]

○ 目的

国民年金制度は、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止することを目的に政府が運営し、厚生労働大臣の監督のもとに日本年金機構が国民年金法に基づき業務を行なっている。また、年金業務の一部を法定受託事務として各市町村が担っている。国民年金の取得や種別変更など被保険者等からの各種届出書を受付し、埼玉広域事務センターならびに土浦年金事務所に迅速な事務の進達に努め市民サービスの向上を図る。

○ 内容

(1) 被保険者数

| 第1号被保険者・任意加入被保険者数 | | | | 第3号 被保険者数 D | 被保険者総数 C+D E |
|-------------------|-------------------|--------------------|---------------|-------------------|--------------------|
| 年度 | 第1号 被保険者数 A | 任意加入 被保険者数 B | 計 A+B C | | |
| 平成30年度 | 12,217人 | 197人 | 12,414人 | 6,777人 | 19,191人 |
| 平成29年度 | 12,351人 | 201人 | 12,552人 | 6,995人 | 19,547人 |

(2) 納付率状況

| | 納付率 |
|--------|--------|
| 平成30年度 | 66.45% |
| 平成29年度 | 64.57% |

(3) 保険料免除被保険者数

| | 法的免除 | 全額免除 | 納付猶予 | 学生特例 | 合計 |
|--------|------|--------|------|--------|--------|
| 平成30年度 | 890人 | 1,758人 | 504人 | 1,419人 | 4,571人 |
| 平成29年度 | 855人 | 1,616人 | 490人 | 1,441人 | 4,402人 |

○ 効果

国民年金をはじめとする公的年金は、将来における老後生活の基盤を成す制度であるため、窓口年金相談体制の充実化を図り加入者への納付意識の向上を働きかけ、保険料の納付困難者には免除・納付猶予制度を案内し将来の年金受給資格権の確保に努めた。

また、日本年金機構と協力・連携を図りながら、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に関する制度改正等について、妊産婦へのリーフレットの配布や広報およびポスター掲示を通じて周知啓発に努めた。

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：子育て支援課] P.189

0601 保育事務に要する経費 2,485,062円(2,094,863円)

[その他 5,063円 一財 2,479,999円]

* 特財内訳

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,063円]

○ 目的

保育所の運営を円滑に行い、保護者の就労または疾病等により、保育が必要な乳幼児を保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の管理運営に対する事務経費。

○ 効果

非常勤職員を任用し、公立保育所の管理運営を円滑に実施することができた。

[担当：子育て支援課] P.191

1001 児童福祉審議会に要する経費 147,800円(120,600円)

[一財 147,800円]

○ 目的

本市の子ども・子育て支援及び児童福祉全般に関する事項について調査、審議する。

○ 内容

児童福祉審議会委員報酬 139,800円

児童福祉審議会委員費用弁償 8,000円

○ 効果

全4回開催の審議会において得た子ども・子育て支援及び児童福祉全般についての様々な意見、助言を子育て支援施策に反映することができた。

[担当：子育て支援課] P.191

1201 子ども・子育て事業に要する経費 6,716,439円(4,456,792円)

[国・県 3,152,000円 その他 11,185円 一財 3,553,254円]

* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 1,681,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,471,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,185円]

○ 目的

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、地域や子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子ども・子育て支援に関する事業を実施する。

○ 内容

・子育てコーディネーター

平成30年度は、市内全子育て支援センターに各1名を配置し、育児不安を抱えていたり、子どもの発達が気になる保護者からの相談に応じ、相談者が抱える課題を解決するために早期に適切な専門機関等につなげ、身近な場所である支援センターで継続的な見守りを行った。

・保育コンシェルジュ

子育て支援課窓口で、専任臨時職員(1名)が子育てに関する施設・利用サービスの情報を提供、また、利用者に最適な子育て支援に係る施設・サービス等を提案し、円

滑な利用の手助けを行った。

・子ども・子育て支援事業計画策定事業ニーズ調査・策定業務

平成27年3月に策定した「取手市第1期子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に終了することに伴い、令和2年度からの「取手市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」）策定の基礎資料とするためのニーズ調査を行った。

○ 効果

ワンストップ型情報窓口として、子育て支援サービスが提供できた。また、第2期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎となるニーズ調査を行い、令和元年度策定予定の事業計画の基礎資料を得た。

[担当：障害福祉課] P.191

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 40,862,427円（43,695,401円）

[一財 40,862,427円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童（概ね就学前）とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

通園部門（単独通園・親子通園）、専門職指導（作業療法・言語療法・心理指導等）、相談部門（発達相談・就学相談等）を三本柱として、児童福祉法による児童発達支援及び放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を行った。

指定管理者制度により平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営する。

| 年度 | 利用延べ人数 | 開園日数 | 療育訓練1日あたり平均利用児童数 |
|-----|---------|------|------------------|
| H30 | 10,251人 | 289日 | 35.4人 |
| H29 | 11,207人 | 287日 | 39.0人 |

○ 効果

日常生活における基本的動作の指導を通じて、生活面での自立や集団生活への適応が促された。

[担当：子育て支援課] P.191

2101 家庭児童相談室に要する経費 4,872,672円（3,741,766円）

[国・県 180,000円 その他 76,732円 一財 4,615,940円]

* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 121,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 59,000円]

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 69,900 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,832 円]

○ 目的

家庭における児童の養育、その他児童を取り巻く様々な相談に対し、助言、調整、支援を行い、児童福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員報酬 4,203,250 円

共済費 430,613 円

需要費 31,909 円

委託料（子育て支援短期利用事業） 206,900 円

相談件数

| 区 分 | | 平成 30 年度 (実件数：件) | 平成 29 年度 (実件数：件) |
|------|----------|---------------------|---------------------|
| 養護相談 | 児童虐待相談 | 72 | 48 |
| | その他の相談 | 78 | 82 |
| 保健相談 | | 3 | 5 |
| 障害相談 | 肢体不自由相談 | 2 | 0 |
| | 視聴覚障害相談 | 0 | 0 |
| | 言語発達障害相談 | 2 | 2 |
| | 重症心身障害相談 | 1 | 0 |
| | 知的障害相談 | 3 | 0 |
| | 自閉症等相談 | 113 | 16 |
| 非行相談 | ぐ犯行為等相談 | 3 | 3 |
| | 触法行為等相談 | 0 | 0 |
| 育成相談 | 性格行動相談 | 15 | 12 |
| | 不登校相談 | 16 | 18 |
| | 適正相談 | 1 | 0 |
| | 育児・しつけ相談 | 3 | 9 |
| | その他の相談 | 87 | 64 |
| 計 | | 399 | 259 |

○ 効果

児童を取り巻く環境に様々な課題があり、相談内容は複雑多様化している。児童が家庭にて健やかに養育されるよう支援及び措置を講じた。

[担当：子育て支援課] P.193

2801 児童扶養手当に要する経費 332,469,988 円 (346,617,963 円)

[国・県 110,770,233円 一財 221,699,755円]

* 特財内訳

[国負：児童扶養手当負担金 110,345,639円]

[国負：児童扶養手当（過年度）424,594円]

○ 目的

経済的中心者である父または母と生計をともにしていない児童を育成している世帯に、児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し福祉の増進を図る。

○ 内容

(1) 支給対象：父母の離婚等で父親または母親と生計をともにしていない18歳に達した最初の3月31日までの児童（身体または精神に障害がある場合は20歳未満の児童）を養育している母親等に、所得制限限度額内において支給した。

児童扶養手当支給要件（支払い月：4月・8月・12月）

| 受給者 | 対象児童数 | 全部支給 | 一部支給 |
|-------------------|--------------------|-----------|------------------------------------|
| 688人 (認定者843人) | 1人 | 月額42,500円 | 年間所得及び扶養人数により設定 42,490円～10,030円 |
| | 2人 | 月額52,540円 | |
| | 3人 | 月額58,560円 | |
| | *4人目以降は、6,020円ずつ加算 | | |

(2) 児童扶養手当支給状況

| 区分 | 平成30年度 | | 平成29年度 | |
|-----------------|----------|--------------|----------|--------------|
| | 延月人数 | 支給額 | 延月人数 | 支給額 |
| 全部支給 | 3,945人 | 167,399,480円 | 3,945人 | 166,720,970円 |
| 一部支給 | 4,718人 | 131,924,170円 | 5,151人 | 145,141,130円 |
| 2子加算額 | (2,905人) | 26,305,780円 | (3,146人) | 28,199,290円 |
| 3子加算額 | (805人) | 4,568,880円 | (839人) | 4,748,280円 |
| 13条の2 (年金併給) | (72人) | 1,887,840円 | (51人) | 1,419,760円 |
| 計 | 8,663人 | 332,086,150円 | 9,096人 | 346,229,430円 |

※()は第2子以降の加算のため、合計人数には含まない。

○ 効果

生活の安定と自立を促した。

[担当：子育て支援課] P.193

3001 要保護児童対策事業に要する経費 67,294円 (68,904円)

[国・県 50,000円 一財 17,294円]

＊ 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 29,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 21,000 円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童等の早期発見と要支援家庭への早期対応により適切な支援を図る。児童虐待についての啓発活動を行うことで、虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議 3 回、実務者会議 7 回、個別支援会議 27 回、支援家庭の継続支援実施。

児童虐待予防推進月間(11 月)に「どならない子育て練習法」を講演会を実施。

虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを作成活用し、啓発活動を行った。

- ・ 需要費 52,855 円
- ・ 役務費 14,439 円

○ 効果

児童の福祉を保障するための原理に基づき、要保護児童等の支援や措置を講じた。

児童虐待予防推進月間(11 月)に行った「どならない子育て練習法」では、「子どもの問題行動に直面したとき、どう親が対応するか具体的に分かった」、「叩くことは全く意味がないと分かった」などの声が寄せられ、虐待予防としての効果があった。

[担当：障害福祉課・子育て支援課] P.193

3201 児童療育システムに要する経費 1,644,514 円 (1,761,354 円)

[国・県 667,000 円 一財 977,514 円]

＊ 特財内訳

[国補：地域生活支援事業補助金 445,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 222,000 円]

○ 目的

就学前の児童に関わる機関が発達に必要な支援とされる児童とその家族に対して、関係機関が相互に協力しながら一貫した支援を行うための体制を整備する。

○ 内容

- ・ 療育システム連絡会会員謝礼 20,000 円
- ・ 巡回相談員謝礼 1,200,000 円 (60 回分)
実施回数：115 回、対象者数：169 人、延相談件数 298 件
- ・ 講演会講師謝礼
 - 子どもの発達についての勉強会講師謝礼 40,000 円
 - ペアレントメンター養成研修講師謝礼 100,000 円

○ 効果

保育者等の支援者に対して、発達に支援が必要とされる児童についての理解と適切な対応を促すことができた。

[担当：子育て支援課] P. 195

3301 少子化対策事業に要する経費 4,889,000円(4,861,609円)

[国・県 1,866,000円 その他 44,400円 一財 2,978,600円]

* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 44,400円]

○ 目的

少子化を解消するため、子育て支援に関する環境整備に取り組む。

○ 内容

- ・事業委託料 4,889,000円

ファミリーサポート（子どもの預かり等、子育ての援助を行いたい人と援助を受けた人の会員組織）センター事業を社会福祉法人取手市社会福祉協議会に委託し、アドバイザーが会員管理・広報・相互援助活動の調整等の業務を行った。

| 年度 | 会員数 | 利用会員 | 協力会員 | 両方会員 | 活動件数 |
|-----|------|------|------|------|--------|
| H30 | 518人 | 330人 | 164人 | 24人 | 2,451件 |
| H29 | 511人 | 319人 | 160人 | 32人 | 2,846件 |

○ 効果

多様なニーズに対応し仕事と家庭の両立支援の推進、地域で子育て支援を積極的に実施するための人材の確保ができた。また、子育てガイドブック、PR映像の放映により、取手市の子育て支援サービスを市内外にPRすることができた。

[担当：子育て支援課] P. 195

3901 児童手当事務に要する経費 3,608,935円(4,109,362円)

[その他 3,385円 一財 3,605,550円]

* 特財内訳

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,385円]

○ 目的

児童手当の給付事務を、適正で迅速に支給する。

○ 内容

申請書受理・審査認定・支給決定までの一連の事務及び現況届に係る事務経費。業務補助としての一般職非常勤職員1名の経費。

- ・報酬 1,065,957 円
- ・共済費 183,616 円
- ・旅費 63,900 円
- ・需用費 事務用品代、通知発送用封筒印刷代 51,078 円
- ・役務費 認定、消滅、額改定、現況届、支払、各通知郵送料 2,244,384 円

○ 効果

児童手当支給について速やかに実施することができた。

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.195

2601 児童手当支給に要する経費 1,406,195,000 円 (1,433,700,000 円)

[国・県 1,194,742,663 円 一財 211,452,337 円]

* 特財内訳

[国負：被用者3歳未満児童手当 211,220,666 円]

[県負：被用者3歳未満児童手当 22,968,000 円]

[国負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 577,143,333 円]

[県負：被用者3歳以上中学校修了前児童手当 146,020,000 円]

[国負：非被用者児童手当 147,673,333 円]

[県負：非被用者児童手当 37,569,166 円]

[国負：特例給付児童手当 30,603,333 円]

[県負：特例給付児童手当 7,685,833 円]

[国負：児童手当(過年度) 13,858,999 円]

○ 目的

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

平成24年4月から制度開始。

2月～5月分を6月に、6月～9月分を10月に、10月～1月分を2月に支給した。

支給対象：中学校修了前の児童を養育する父母等

3歳未満 一律 月額15,000円

3歳以上小学校修了前 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学校修了前 一律 月額10,000円

※特例給付(所得制限超え) 区分に関係なく月額5,000円

児童手当支給状況

| 区 分 | 平成 30 年度 | |
|-----------|-----------|---------------|
| | 支給延児童数(人) | 支給額(円) |
| 被用者 3 歳未満 | 17,228 | 258,420,000 |
| 被用者中学校修了前 | 83,967 | 876,190,000 |
| 非 被 用 者 | 20,066 | 225,300,000 |
| ※ 特 例 給 付 | 9,257 | 46,285,000 |
| 計 | 130,518 | 1,406,195,000 |

※平成 24 年 6 月分より所得制限あり。

○ 効果

中学校修了前児童の健全育成の一助となった。

[担当：障害福祉課] P.195

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,730,000 円 (2,760,000 円)

[国・県 819,000 円 一財 1,911,000 円]

* 特財内訳

[県補：障害児福祉手当補助金 819,000 円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある 20 歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。

○ 内容

支給額 月額 5,000 円を年 3 回支給 (4 月、8 月、12 月)

| 年度 | 受給者 | 延受給者数 | 支給額 |
|-----|------|-------|-------------|
| H30 | 57 人 | 546 人 | 2,730,000 円 |
| H29 | 51 人 | 552 人 | 2,760,000 円 |

○ 効果

障害児を監護している世帯への経済的負担軽減の一助となった。

[担当：障害福祉課] P.197

2901 障害児施設給付費に要する経費 370,418,339 円 (367,226,656 円)

[国・県 278,850,614 円 一財 91,567,725 円]

* 特財内訳

[国負：障害児施設給付費負担金 186,476,400 円]

[県負：障害児施設給付費負担金 92,374,214 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう利用した、障害児通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業）について、障害児通所給付費として支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

| | |
|------------|---------------|
| ・ 障害児通所費 | 369,496,859 円 |
| 児童発達支援 | 93,359,795 円 |
| 放課後等デイサービス | 265,889,529 円 |
| 保育所等訪問支援 | 1,253,520 円 |
| 計画相談支援 | 8,940,416 円 |
| 障害児高額合算償還分 | 53,599 円 |

○ 効果

障害児一人ひとりの状況について調査、聞き取りすることにより障害児の状況を把握し、適切な支給決定を行なうことができた。また、支給決定を受けてそれぞれのニーズに合わせた支援を自らが選択し、障害児通所サービスを利用することにより、障害児の発達支援及び生活の質を高めることができた。

[担当：障害福祉課] P.197

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 79,000 円（177,000 円）

[国・県 39,000 円 一財 40,000 円]

* 特財内訳

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 39,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

| 区分 | H30 年度 | | H29 年度 | |
|-----------|--------|----------|--------|-----------|
| | 件数 | 支給額 | 件数 | 支給額 |
| 補聴器 | 1 | 73,000 円 | 1 | 73,000 円 |
| イヤモールド | 1 | 6,000 円 | 2 | 18,000 円 |
| FM 補聴システム | 0 | 0 円 | 1 | 86,000 円 |
| 計 | 2 | 79,000 円 | 4 | 177,000 円 |

○ 効果

軽度・中等度難聴児の言語の習得、コミュニケーションの支援とともに、子育て世代の負担の軽減を図ることができた。

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.197

2001 民間保育園入所に要する経費 1,620,734,812 円 (1,477,536,222 円)

[国・県 849,288,738 円 その他 139,008,820 円 一財 632,437,254 円]

* 特財内訳

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 509,185,477 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 275,465,948 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 64,637,313 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 139,008,820 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）入所委託料

平成 31 年 3 月 1 日現在（単位：人、円）

| 園名 | 利用定員 | 0 歳児 | 1・2 歳児 | 3 歳児 | 4・5 歳児 | 計 | 委託料 |
|---------|------|------|--------|------|--------|-----|-------------|
| 取手保育園 | 90 | 6 | 32 | 18 | 41 | 97 | 108,973,980 |
| ふたば保育園 | 50 | 3 | 19 | 8 | 20 | 50 | 76,839,940 |
| 育英保育園 | 90 | 8 | 29 | 18 | 34 | 89 | 99,361,920 |
| たちばな保育園 | 90 | 6 | 36 | 19 | 40 | 101 | 116,180,910 |
| 共生保育園 | 60 | 7 | 20 | 12 | 28 | 67 | 95,333,110 |
| 稲保育園 | 90 | 9 | 32 | 19 | 40 | 100 | 122,639,560 |
| 戸頭東保育園 | 100 | 13 | 33 | 14 | 33 | 93 | 108,808,530 |
| 計 | 570 | 52 | 201 | 108 | 236 | 597 | 728,137,950 |

地域型保育所（園）入所委託料

（単位：人、円）

| 園名 | 利用定員 | 0 歳児 | 1・2 歳児 | 計 | 委託料 |
|---------|------|------|--------|----|------------|
| どんぐり保育園 | 30 | 7 | 17 | 24 | 43,167,810 |

認定こども園入所委託料

(単位:人、円)

| 園名 | | 利用 定員 | 2号・3号 認定 | 委託料 | 1号 認定 | 委託料 |
|-----------------------|------------|----------|-------------|-------------|----------|-------------|
| 幼 保 連 携 型 | たかさごスクール取手 | 153 | 144 | 126,277,260 | 9 | 24,453,660 |
| | 取手ふたば文化 | 239 | 75 | 76,367,520 | 124 | 39,126,918 |
| | めぐみ幼稚園 | 142 | 65 | 65,152,520 | 60 | 26,314,515 |
| | 戸頭さくらの森 | 132 | 52 | 51,936,700 | 63 | 29,876,695 |
| | みどりが丘幼稚園 | 256 | 66 | 56,151,350 | 138 | 57,068,456 |
| 幼 稚 園 型 | 取手幼稚園 | 55 | 3 | 11,977,530 | 37 | 25,255,064 |
| | 白山幼稚園 | 95 | 14 | 18,027,290 | 82 | 38,163,350 |
| | 光風台幼稚園 | 115 | 8 | 24,318,290 | 98 | 56,758,800 |
| | あづま幼稚園 | 90 | 14 | 24,944,320 | 74 | 52,090,514 |
| 計 | | 1,277 | 441 | 455,152,780 | 685 | 349,107,972 |

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位:人、円)

| 園名 | 利用定員 | 1号認定 | 委託料 |
|----------|------|------|------------|
| チューリップ | 45 | 29 | 22,401,920 |
| チューリップ第二 | 45 | 25 | 22,669,380 |
| 計 | 90 | 54 | 45,071,300 |

○ 効果

公立保育所では対応できない保育需要に対し、円滑な入所が図られた。

[担当：子育て支援課] P.197

2101 乳幼児保育に要する経費 7,612,800円 (7,367,100円)

[国・県 3,806,400円 一財 3,806,400円]

* 特財内訳

[県補：乳児等保育事業費補助金 3,806,400円]

○ 目的

民間保育園等における乳児等の保育に対し、直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、民間保育園等における乳児等の保育体制の整備の向上を図る。

○ 内容

1歳児の担当(非常勤)保育士の雇用に要する経費を、各月初日における1歳児の人員に基づき算定した額の年間合計額

補助金額＝月額3,900円×年間延べ1歳児数

民間保育所等乳児等保育事業費補助金

| 園名 | 年間延べ 1歳児数(名) | 補助金額(円) |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 取手保育園 | 186 | 725,400 |
| ふたば保育園 | 120 | 468,000 |
| 育英保育園 | 155 | 604,500 |
| たちばな保育園 | 192 | 748,800 |
| 共生保育園 | 107 | 417,300 |
| 稲保育園 | 184 | 717,600 |
| 戸頭東保育園 | 181 | 705,900 |
| どんぐり保育園 | 125 | 487,500 |
| たかさごスクール取手 | 168 | 655,200 |
| たかさごスクール取手アネックス | 120 | 468,000 |
| 取手ふたば文化 | 138 | 538,200 |
| めぐみ幼稚園 | 102 | 397,800 |
| みどりが丘幼稚園 | 72 | 280,800 |
| 戸頭さくらの森 | 62 | 241,800 |
| 管外保育園(5園) | 40 | 156,000 |
| 合計 | 1,952 | 7,612,800 |

○ 効果

民間保育園等の乳児保育体制の整備向上に貢献できた。

[担当：子育て支援課] P.197

2201 民間保育園運営に要する経費 484,174,174円(65,731,777円)

[国・県 333,543,000円 地方債 83,900,000円 一財 66,731,174円]

* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 6,922,000円]

[国補：保育所等整備交付金 180,298,000円]

[国補：保育対策総合支援事業費補助金 1,140,000円]

[県補：保育対策総合支援事業費補助金 2,018,000円]

[県補：認定こども園整備交付金 102,082,000円]

[県補：子育て支援対策臨時特例交付金 34,000,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 7,083,000円]

[市債：合併特例債(370,144,000円-286,095,000円)×95%≒79,600,000円]

[市債：減収補てん債 4,300,000円]

○ 目的

民間保育園の延長保育に対処するとともに、安定的運営を図る。また、保育園の管理下における災害に対応するために災害共済給付制度に加入する設置者負担分を補助する。

民間認可保育園の施設整備等に要する経費の助成を行い、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備し、安定した保育園の経営を目指す。

○ 内容

補助金内訳 1 【保育所】

(単位:円)

| 区分 | 年度 | 取手 保育園 | ふたば 保育園 | 育英 保育園 | たちばな 保育園 |
|----------------------------------|-----|-----------|------------|-----------|-------------|
| 民間保育園職員給与 改善費 | H30 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| | H29 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 民間保育園格差 是正費 | H30 | 873,600 | 873,600 | 873,600 | 873,600 |
| | H29 | 891,800 | 873,600 | 891,800 | 891,800 |
| 民間保育園施設 管理費 | H30 | 972,000 | 540,000 | 972,000 | 972,000 |
| | H29 | 972,000 | 540,000 | 972,000 | 972,000 |
| 主食・間食費 | H30 | 634,500 | 296,100 | 567,000 | 635,400 |
| | H29 | 626,400 | 291,600 | 550,800 | 594,900 |
| 民間保育園一時預かり 事業補助金 | H30 | — | — | — | 88,090 |
| | H29 | — | — | — | 416,070 |
| 民間保育園延長保育 促進事業補助金 /11時間以上分 | H30 | 1,183,949 | 300,000 | 454,396 | 167,590 |
| | H29 | 1,284,460 | 300,000 | 600,000 | — |
| 日本スポーツ振興 センター共済掛金 助成金 | H30 | 17,325 | 8,925 | 15,050 | 17,325 |
| | H29 | 16,800 | 7,525 | 17,325 | 18,550 |
| 障害児保育事業 補助金 | H30 | 720,000 | 720,000 | — | — |
| | H29 | — | 720,000 | — | — |
| 保育所等整備交付金 | H30 | 3,159,000 | — | — | — |
| | H29 | — | — | — | — |
| 計 | H30 | 8,640,374 | 3,818,625 | 3,962,046 | 3,834,005 |
| | H29 | 4,871,460 | 3,812,725 | 4,111,925 | 3,973,320 |

補助金内訳 2 【保育所、事業所内保育所】

※藤代駅前ナーサリースクール H31年4月開園の保育所。H30年度補助金は開設に係る補助金 (単位:円)

| 区分 | 年度 | 共生 保育園 | 稲 保育園 | 戸頭東 保育園 | 藤代駅前ナ ーサリース クール | どんぐり 保育園 |
|----------------------------------|-----|-----------|------------|------------|-----------------------|-------------|
| 民間保育園職員給 与改善費 | H30 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | | — |
| | H29 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | | — |
| 民間保育園格差 是正費 | H30 | 855,400 | 873,600 | 960,960 | | — |
| | H29 | 891,800 | 891,800 | 980,980 | | — |
| 民間保育園施設 管理費 | H30 | 648,000 | 972,000 | 1,188,000 | | — |
| | H29 | 648,000 | 972,000 | 1,188,000 | | — |
| 主食・間食費 | H30 | 424,800 | 648,000 | 531,000 | | — |
| | H29 | 405,900 | 636,300 | 459,000 | | — |
| 民間保育園一時預 かり事業補助金 | H30 | — | 1,524,000 | — | | 1,680,000 |
| | H29 | — | 1,507,000 | — | | 1,057,287 |
| 民間保育園延長保 育促進事業補助金 /11時間以上分 | H30 | 582,677 | 600,000 | 454,222 | | — |
| | H29 | 408,801 | 1,433,422 | 458,027 | | — |
| 民間保育園病児・病 後児保育事業補助 金 | H30 | — | 4,474,000 | — | | 7,451,192 |
| | H29 | — | 2,414,000 | — | | 4,948,000 |
| 日本スポーツ振興 センター共済掛金 助成金 | H30 | 10,675 | 19,775 | 18,375 | | 2,800 |
| | H29 | 13,300 | 18,900 | 14,525 | | 350 |
| 障害児保育事業 補助金 | H30 | — | — | — | | — |
| | H29 | — | — | — | | — |
| 保育所整備費補助 金 | H30 | — | — | 69,588,000 | — | — |
| | H29 | — | — | — | — | — |
| 賃貸物件による保 育所整備事業補助 金 | H30 | — | — | — | 51,000,000 | — |
| | H29 | — | — | — | — | — |
| 業務効率化推進事 業補助金 | H30 | — | — | — | — | 750,000 |
| | H29 | — | — | — | — | — |
| 計 | H30 | 3,601,552 | 10,191,375 | 73,820,557 | 51,000,000 | 9,883,992 |
| | H29 | 3,447,801 | 8,953,422 | 4,180,532 | — | 6,005,637 |

補助金内訳 3 【幼保連携型認定こども園】

(単位:円)

| 区分 | 年度 | たかさご スクール 取手 | 取手 ふたば 文化 | めぐみ 幼稚園 | みどりが丘 幼稚園 | 戸頭さくら の森 |
|--|-----|--------------------|-----------------|------------|--------------|-------------|
| 民間保育園 職員給与 改善費 | H30 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| | H29 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 民間保育園 格差是正費 | H30 | 873,600 | 855,400 | 873,600 | 764,400 | 900,900 |
| | H29 | 891,800 | 782,600 | 891,800 | 764,400 | 960,960 |
| 民間保育園 施設管理費 | H30 | 1,490,400 | 637,200 | 777,600 | 820,800 | 615,600 |
| | H29 | 1,490,400 | 637,200 | 777,600 | 820,800 | 615,600 |
| 主食・ 間食費 | H30 | 824,400 | 402,300 | 405,900 | 505,800 | 371,700 |
| | H29 | 801,000 | 411,300 | 425,700 | 529,200 | 369,000 |
| 民間保育園 一時預かり 事業補助金 | H30 | 1,524,000 | — | — | — | — |
| | H29 | 1,507,000 | — | — | — | — |
| 民間保育園 延長保育促 進事業補助 金/11時間 以上分 | H30 | 480,408 | — | — | — | — |
| | H29 | 384,490 | — | — | — | — |
| 日本スポー ツ振興セン ター共済掛 金助成金 | H30 | 20,385 | 27,270 | 17,685 | 31,185 | — |
| | H29 | 20,385 | 26,865 | 17,280 | 29,160 | — |
| 特別支援教 育費補助金 | H30 | — | 180,000 | — | — | — |
| | H29 | — | 110,000 | — | 220,000 | — |
| 民間保育所 等保育体制 強化事業補 助金 | H30 | — | 1,003,000 | 1,064,000 | 516,000 | — |
| | H29 | — | 1,003,000 | 1,064,000 | 516,000 | — |
| 業務効率化 推進事業補 助 | H30 | — | — | — | 750,000 | — |
| | H29 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|---|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 計 | H30 | 6,293,193 | 4,185,170 | 4,218,785 | 4,468,185 | 2,968,200 |
| | H29 | 6,175,075 | 4,050,965 | 4,256,380 | 3,959,560 | 3,025,560 |

補助金内訳 4 【幼稚園型認定こども園・施設型給付施設】 (単位:円)

| 区分 | 年度 | 光風台 幼稚園 | 取手 幼稚園 | 白山 幼稚園 | あづま 幼稚園 | チュールッポ 幼稚園 チュールッポ 第二幼 稚園 |
|---------------------------------|-----|------------|-------------|-----------|------------|--------------------------------------|
| 主食・間食費 | H30 | 86,400 | 39,600 | 142,200 | 144,000 | — |
| | H29 | 92,700 | 14,400 | 188,100 | 88,200 | — |
| 日本スポーツ 振興センター 共済掛金助成 金 | H30 | 14,040 | 6,075 | 12,285 | 11,475 | 7,290 |
| | H29 | 15,255 | 3,645 | 12,960 | 10,935 | 7,560 |
| 特別支援教育 費補助金 | H30 | — | 220,000 | 110,000 | 110,000 | 220,000 |
| | H29 | — | 440,000 | — | 110,000 | 110,000 |
| 認定こども園 整備費補助金 | H30 | 9,396,000 | 188,113,000 | 3,726,000 | 88,507,000 | — |
| | H29 | — | — | — | — | — |
| 計 | H30 | 9,496,440 | 188,378,675 | 3,990,485 | 88,772,475 | 227,290 |
| | H29 | 107,955 | 458,045 | 201,060 | 209,135 | 117,560 |

○ 効果

民間保育園等で延長保育、病後児保育、休日保育、一時預かり保育を実施し、保護者の就労活動に貢献した。

・延長保育の実施 (11 時間以上)

取手・育英・たちばな・共生・どんぐり・たかさごスクール取手・めぐみ幼稚園・みどりが丘幼稚園・戸頭さくらの森 午前7時から午後7時まで
戸頭東保育園・取手ふたば文化 午前7時から午後7時30分まで
稲保育園・たかさごスクール取手アネックス 午前7時から午後8時まで
ふたば保育園 午前7時30分から午後7時30分まで

・病児、病後児保育の実施 どんぐり保育園

・病後児保育の実施 稲保育園

・休日保育の実施 どんぐり保育園

・一時預かり保育の実施

たかさごスクール取手・稲保育園・たちばな保育園・どんぐり保育園

[担当：子育て支援課] P. 199

2401 管外保育委託に要する経費 88,998,794 円 (76,994,840 円)

[国・県 43,420,517 円 その他 5,792,950 円 一財 39,785,327 円]

* 特財内訳

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 24,041,213 円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 14,325,890 円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 5,053,414 円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 5,792,950 円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外（市外）の保育園に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

入所状況

平成 31 年 3 月 1 日現在（単位：人、円）

| 区 分 | 園数 | 入所人員 | | | 計 | 入所委託料 |
|------------------|----|--------|------|--------|-----|------------|
| | | 3 歳未満児 | 3 歳児 | 4 歳以上児 | | |
| 公立保育所（園） | 3 | 2 | 0 | 1 | 3 | 3,057,030 |
| 私立保育所（園） | 11 | 11 | 4 | 9 | 24 | 27,137,350 |
| 私立施設給付型幼稚園 | 3 | 2 | 4 | 11 | 17 | 8,694,412 |
| 公立施設給付型幼稚園 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 323,220 |
| 認定こども園 1 号認定 | 7 | 3 | 10 | 31 | 44 | 21,631,242 |
| 認定こども園 2 号 3 号認定 | 7 | 5 | 4 | 12 | 21 | 17,868,860 |
| 地域型保育園 | 3 | 7 | 0 | 0 | 7 | 10,286,680 |
| 計 | 35 | 30 | 22 | 65 | 117 | 88,998,794 |

○ 効果

市内の保育所等では対応できない保育需要に対し、円滑な入所が図られた。

[担当：子育て支援課] P. 199

2701 多子世帯保育料軽減事業に要する経費 19,169,800 円 (15,472,100 円)

[国・県 9,583,580 円 一財 9,586,220 円]

* 特財内訳

[県負：多子世帯保育料軽減事業補助金 9,583,580 円]

○ 目的

子どもを 2 人以上持つ世帯における 3 歳未満児の保育料を軽減することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

○ 内容

県 1/2、市 1/2 を助成する。

助成対象（以下の全てを満たす場合）

- ① 第2子以降の3歳未満児であること。
- ② 国基準額表の第4階層の一部（市民税所得割課税額が、二人親世帯については57,700円以上97,000円未満。ひとり親世帯については77,101円以上97,000円未満）から第5階層に属する世帯の児童であること。

| | 市階層 | 国階層 | 利用者負担割合 | 保育必要量 | 年間延児童数 | 利用者負担額 (月額：円) ()内は利用者負担額の半額分 | 市負担額 (円) |
|------------|-----|-----|---------|-------|--------|-------------------------------------|-------------|
| 第三子以降・全額助成 | 5 | 4 | 半額 | 標準時間 | 15 | 6,650 | 99,750 |
| | 5 | 4 | 全額 | 標準時間 | 7 | 13,300 | 93,100 |
| | 6 | 4 | 半額 | 短時間 | 18 | 9,850 | 177,300 |
| | 6 | 4 | 半額 | 標準時間 | 61 | 10,000 | 610,000 |
| | 6 | 4 | 全額 | 短時間 | 11 | 19,700 | 216,700 |
| | 6 | 4 | 全額 | 標準時間 | 27 | 20,000 | 540,000 |
| | 7 | 5 | 半額 | 標準時間 | 37 | 13,750 | 508,750 |
| | 7 | 5 | 全額 | 標準時間 | 41 | 27,500 | 1,127,500 |
| | 8 | 5 | 半額 | 短時間 | 11 | 15,950 | 175,450 |
| | 8 | 5 | 半額 | 標準時間 | 49 | 16,200 | 793,800 |
| | 8 | 5 | 全額 | 標準時間 | 21 | 32,400 | 680,400 |
| | 9 | 5 | 半額 | 短時間 | 32 | 17,850 | 571,200 |
| | 9 | 5 | 半額 | 標準時間 | 129 | 18,100 | 2,334,900 |
| | 9 | 5 | 全額 | 短時間 | 17 | 35,700 | 606,900 |
| 9 | 5 | 全額 | 標準時間 | 103 | 36,200 | 3,728,600 | |
| 第二子・半額助成 | 6 | 4 | 全額 | 短時間 | 17 | 19,700 (9,850) | 167,450 |
| | 6 | 4 | 全額 | 標準時間 | 106 | 20,000 (10,000) | 1,060,000 |
| | 7 | 5 | 全額 | 短時間 | 22 | 27,100 (13,550) | 298,100 |
| | 7 | 5 | 全額 | 標準時間 | 71 | 27,500 (13,750) | 976,250 |
| | 8 | 5 | 全額 | 短時間 | 21 | 31,900 (15,950) | 334,950 |
| | 8 | 5 | 全額 | 標準時間 | 47 | 32,400 (16,200) | 761,400 |
| | 9 | 5 | 全額 | 短時間 | 20 | 35,700 (17,850) | 357,000 |
| | 9 | 5 | 全額 | 標準時間 | 163 | 36,200 (18,100) | 2,950,300 |
| | 合 計 | | | | 1,046 | | 19,169,800 |

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P. 201

2001 保育所の管理運営に要する経費 488,795,217円 (967,849,521円)

[その他 201,912,633円 一財 286,882,584円]

* 特財内訳

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,212,400円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 132,515円]

[使用料：公立保育所使用料（保護者負担分） 179,913,400円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,388,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 992,800円]

[諸収入：保育所職員給食代 14,406,650円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 364,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 502,868円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育の必要性がある児童を公立保育所に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、児童の健全な心身の発達を図る。

保育施設を修繕することにより保育環境の改善を図る。

○ 内容

公立保育所入所児童数（市外からの入所児童含まず）

平成31年3月1日現在（単位：人）

| 保育所名 | 定員 | 入所人員 | | | 計 |
|--------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 | |
| 永山保育所 | 100 | 45 (51) | 22 (22) | 41 (44) | 108 (117) |
| 吉田保育所 | 120 | 38 (41) | 19 (18) | 38 (42) | 95 (101) |
| 舟山保育所 | 100 | 38 (42) | 21 (22) | 41 (41) | 100 (105) |
| 白山保育所 | 130 | 47 (50) | 23 (24) | 44 (45) | 114 (119) |
| 戸頭北保育所 | 90 | 27 (43) | 17 (18) | 35 (36) | 79 (97) |
| 中央保育所 | 120 | 39 (42) | 20 (21) | 42 (38) | 101 (101) |
| 久賀保育所 | 132 | 61 (68) | 27 (25) | 54 (50) | 142 (143) |
| 計 | 792 | 295 (337) | 149 (150) | 295 (296) | 739 (783) |

()は平成29年度

主な修繕改修等

- ・永山保育所修繕 326,160円 浄化槽修繕外3件
- ・吉田保育所修繕 66,916円 外灯修繕外3件
- ・舟山保育所修繕 138,888円 コンセント修繕外5件

- ・白山保育所修繕 837,420 円 床暖房修繕外 11 件
- ・戸頭北保育所修繕 237,556 円 温水器修繕外 5 件
- ・中央保育所修繕 274,320 円 サッシ修繕外 3 件
- ・久賀保育所修繕 1,164,888 円 空調機修繕外 9 件
- ・中央保育所ブロック塀改修工事 734,400 円
- ・中央保育所シャワーパン設置工事 788,400 円

○ 効果

保護者の就労、疾病等により家庭で保育が必要な児童を、一定時間毎日預かることにより保護者の社会活動促進と児童の健全な育成を行うことができた。また、保育環境の整備により児童の健全育成と保育内容の向上が図られた。

[担当：子育て支援課] P. 205

2101 保育所の施設整備に要する経費 480,742,890 円 (88,635,760 円)

〈75,030,000 円〉※〈 〉は、うち 29 年度繰越分

[国・県 4,855,000 円 地方債 470,800,000 円 〈71,200,000 円〉

その他 3,847,000 円 〈3,830,000 円〉 一財 1,240,890 円]

* 特財内訳

[国補：次世代育成支援対策施設整備交付金 4,855,000 円]

[市債：合併特例債 〈75,030,000 円×95%≒71,200,000 円〉]

[市債：合併特例債 89,694,000 円×95%≒85,200,000 円]

[市債：合併特例債 (314,940,000 円-4,855,000 円) ×95%≒294,500,000 円]

[市債：減収補てん債 19,900,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 17,000 円]

[繰越金：前年度繰越金 〈3,830,000 円〉]

○ 目的

子どもたちが安全で安心した保育所生活を送るために公立保育所の施設整備を図る。

○ 内容

吉田保育所、舟山保育所及び子育て支援センターの老朽化に伴う新築工事に係る経費。

実施期間 平成 28 年度～令和 2 年度

- ・旧取手第一中学校解体工事 163,482,000 円 〈74,390,000 円〉
- ・旧取手第一中学校解体工事監理委託 1,242,000 円 〈640,000 円〉
- ・井野なないろ保育所・地域子育て支援センター新築工事 314,940,000 円
- ・県南水道加入負担金 1,075,000 円

○ 効果

新築工事に必要な事前準備を完了し、新築工事に着手することができた。

[担当：子育て支援課] P. 205

2201 子育て支援に要する経費 14,326,722 円 (16,574,992 円)

[国・県 10,199,000 円 一財 4,127,722 円]

* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 5,424,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 4,775,000 円]

○ 目的

核家族化、少子化が進む中で、子育て支援の活動拠点である地域子育て支援センターを運営し、保護者の育児に対する支援を行う。

○ 内容

利用状況

| 施設名 | 利用日数 (日) | | 利用者数(人) | | 相談件数 (件) | |
|---------------|----------|-----|---------|--------|----------|-------|
| | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 |
| 白山地域子育て支援センター | 243 | 244 | 9,722 | 9,717 | 1,649 | 1,467 |
| 戸頭地域子育て支援センター | 244 | 244 | 11,496 | 10,737 | 2,598 | 2,424 |
| 藤代地域子育て支援センター | 244 | 244 | 12,095 | 14,853 | 1,778 | 2,530 |
| 東部地域子育て支援センター | 243 | 244 | 9,472 | 10,801 | 2,080 | 2,296 |
| 計 | 974 | 976 | 42,785 | 46,108 | 8,105 | 8,717 |

・非常勤職員等報酬及び賃金等 12,163,157 円

○ 効果

市内4地域の各子育て支援センターは、センター室の自由開放をはじめ年齢別行事、講演会等を開催し、毎回大勢の親子に利用されている。気軽に参加できる情報交換・交流の場として定着し、地域の子育て支援に貢献できた。

[担当：子育て支援課] P. 207

2301 一時的保育事業に要する経費 8,513,889 円 (8,383,424 円)

[国・県 4,087,000 円 その他 2,635,050 円 一財 1,791,839 円]

* 特財内訳

[国補：子ども・子育て支援交付金 2,127,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,960,000 円]

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 2,635,050 円]

○ 目的

保護者が疾病、冠婚葬祭その他社会的事情により、家庭で児童を保育することが困難となった場合に一時的に保育を実施する。

○ 内容

理由別利用者数

(単位:人)

| 区 分 | 非定型 | | 緊 急 | | 私 的 | | 計 | |
|------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 |
| 白山保育所 | 706 | 914 | 358 | 323 | 7 | 0 | 1,071 | 1,237 |
| 久賀保育所 | 252 | 107 | 66 | 73 | 0 | 0 | 318 | 180 |
| 永山保育所 | 161 | 58 | 67 | 131 | 18 | 48 | 246 | 237 |
| たかさごスクール取手 | 28 | 73 | 0 | 57 | 12 | 38 | 40 | 168 |
| たちばな保育園 | 9 | 66 | 34 | 56 | 2 | 0 | 45 | 122 |
| 稲保育園 | 60 | 23 | 64 | 30 | 42 | 0 | 166 | 53 |
| どんぐり保育園 | 359 | 169 | 6 | 0 | 127 | 213 | 492 | 382 |
| 計 | 1,575 | 1,410 | 595 | 670 | 208 | 299 | 2,378 | 2,379 |

年齢別利用者数

(単位:人)

| 区 分 | 3歳未満児 | | 3歳以上児 | | 計 | |
|------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | H30 | H29 | H30 | H29 | H30 | H29 |
| 白山保育所 | 886 | 1,070 | 185 | 167 | 1,071 | 1,237 |
| 久賀保育所 | 277 | 171 | 41 | 9 | 318 | 180 |
| 永山保育所 | 220 | 223 | 26 | 14 | 246 | 237 |
| たかさごスクール取手 | 32 | 143 | 8 | 25 | 40 | 168 |
| たちばな保育園 | 37 | 114 | 8 | 8 | 45 | 122 |
| 稲保育園 | 141 | 53 | 25 | 0 | 166 | 53 |
| どんぐり保育園 | 449 | 287 | 43 | 95 | 492 | 382 |
| 計 | 2,042 | 2,061 | 336 | 318 | 2,378 | 2,379 |

公立分歳出

・非常勤職員等報酬及び賃金等 8,299,444円

○ 効果

市内7保育所(公立3園、私立4園)で、一時的に家庭で保育が困難な児童を預かることにより、保護者の社会的活動の促進に貢献した。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当:子育て支援課] P.209

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 224,965円(0円)

[一財 224,965円]

○ 目的

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともにこれらの者の自立の促進のためにその生

活を支援する。

○ 内容

母子の安全確保及び生活の安定と自室支援

扶助費（母子生活支援施設入所措置費）224,965円

○ 効果

保護し自立への支援を行った。

[担当：子育て支援課] P.209

2002 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業に関する経費

9,513,500円（7,216,000円）

[国・県 7,640,000円 一財 1,873,500円]

* 特財内訳

[国補：母子家庭等対策総合支援事業費補助金 7,640,000円]

○ 目的

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格（指定）を取得する際に給付金を支給し、取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援する。

○ 内容

養成機関で1年以上修業する場合に給付金を支給する。

平成29年度からの継続受給者5名、新規受給者4名の合計9名に支給した。

○ 効果

資格取得期間中の生活の安定と、取得後の経済的な自立を支援することができた。

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P.211

0501 生活保護事務に要する経費 10,895,087円（8,390,396円）

[国・県 1,676,400円 一財 9,218,687円]

* 特財内訳

[国補：診療報酬明細書等点検充実事業補助金 387,000円]

[国補：統計システム調査項目追加改修補助金 324,000円]

[国補：生活保護システム改修業務補助金 810,000円]

[県委：社会保障生計調査交付金 155,400円]

○ 目的

国、県との密な連携をとり、生活保護業務遂行の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護システムの使用料 1,629,072円

| | |
|--------------------|-------------|
| 生活保護システム保守点検 | 1,036,800 円 |
| 生活保護システム改修委託料 | 1,620,000 円 |
| バーコード決裁システム改修業務委託料 | 532,440 円 |
| レセプト管理システム機器使用料 | 138,228 円 |
| レセプト管理システムソフト使用料 | 518,400 円 |
| 診療報酬明細書等点検委託 | 471,040 円 |
| その他の費用 | 4,949,107 円 |

内訳：(嘱託医報酬 672,000 円・精神科医謝礼 156,000 円・役務費、通信運搬費、診療報酬支払事務手数料、介護給付費審査支払手数料、システム端末セットアップ作業手数料等 4,121,107 円)

○ 効果

電算システムを導入することにより生活保護業務の円滑化、効率化、事務の均一化が図れた。

[担当：社会福祉課] P.211

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 970,206 円 (792,943 円)

[国・県 917,250 円 その他 2,883 円 一財 50,073 円]

* 特財内訳

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 917,250 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 2,883 円]

○ 目的

稼働年齢層の生活保護受給者に対応するため、事務処理と面接指導ができる非常勤職員を雇用し、就労促進と業務の円滑化を図った。

○ 内容

・就労支援員報酬 882,492 円 ・費用弁償 79,772 円 ・雇用保険料 7,942 円

○ 効果

延べ 51 人が就労支援事業に参加し、延べ 33 人が仕事に就くことができ、自立が 3 人、自立に至らなくても生活保護費の減額を行うことができた。(効果額 5,023,038 円)

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.213

2001 生活保護に要する経費 1,867,262,114 円 (1,810,103,353 円)

[国・県 1,501,614,916 円 その他 22,123,938 円 一財 343,523,260 円]

* 特財内訳

[国負：生活保護費負担金 1,406,851,758 円]

[国負：生活保護費(過年度) 34,231,639 円]

[県負：生活保護費負担金 60,531,519 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 110,486 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 18,605,958 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度) 1,471,244 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度) 674,586 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度) 1,261,664 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

※各年度 3 月現在

| 年 度 | 世 帯 数 | 人 数 | 保 護 率 [パーセント] |
|--------|--------|---------|------------------|
| H30 年度 | 885 世帯 | 1,121 人 | 10.7 % |
| H29 年度 | 839 世帯 | 1,046 人 | 9.9 % |
| H28 年度 | 778 世帯 | 973 人 | 9.1 % |

(扶助別内訳)

(単位：円)

| 区 分 | H30 年度扶助額 | H29 年度扶助額 | H28 年度扶助額 |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 生活扶助 | 571,202,762 | 540,475,466 | 521,133,154 |
| 住宅扶助 | 275,534,410 | 258,931,419 | 246,137,259 |
| 教育扶助 | 6,044,321 | 5,539,638 | 5,423,429 |
| 医療扶助 | 926,123,058 | 917,767,674 | 820,250,590 |
| 介護扶助 | 72,004,671 | 72,446,586 | 71,052,590 |
| 出産扶助 | 1,140,520 | 0 | 0 |
| 生業扶助 | 2,818,990 | 3,742,141 | 2,661,979 |
| 葬祭扶助 | 2,403,908 | 1,934,994 | 3,061,862 |
| 施設事務費 | 9,197,040 | 9,096,480 | 8,907,470 |
| 就労自立給付金 | 592,434 | 168,955 | 0 |
| 進学準備給付金 | 200,000 | 0 | 0 |
| 計 | 1,867,262,114 | 1,810,103,353 | 1,678,628,047 |

※生活保護（相談・申請・開始・廃止）件数の推移

(単位：件)

| 区 分 | H30 年度 | H29 年度 | H28 年度 | H27 年度 | H26 年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 254 | 238 | 254 | 239 | 217 |
| 申請件数 | 166 | 162 | 152 | 123 | 110 |
| 開始件数 | 140 | 145 | 143 | 116 | 106 |

| | | | | | |
|------|----|----|-----|----|----|
| 廃止件数 | 97 | 84 | 107 | 68 | 64 |
|------|----|----|-----|----|----|

○ 効果

生活困窮者（世帯）の最低限度の生活を保障し、その自立を助長した。

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 213

2001 災害見舞金等に要する経費 985,000 円 (290,000 円)

[一財 985,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う者に対して、見舞金または弔慰金を贈り、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

取手市災害見舞金等に関する条例に基づき、次のとおり見舞金、弔慰金を支給した。

H30 年度

| 対象事項 | 被災事項 | 金額（円） | 件数 | 支給額（円） |
|-----------------|---------------------------------|---------|----|---------|
| 死亡等 | 死亡 | 100,000 | 1 | 100,000 |
| | 全治3カ月以上の負傷 | 50,000 | 0 | 0 |
| | 全治1カ月以上3カ月未満の負傷 | 30,000 | 0 | 0 |
| 住家・店舗及び倉庫の損壊滅失等 | 1 住家全壊(全焼)の場合 | | | |
| | 3人以下の世帯 | 70,000 | 6 | 420,000 |
| | 4人以上の世帯 | 100,000 | 0 | 0 |
| | 2 住家半壊(半焼)の場合 | | | |
| | 3人以下の世帯 | 30,000 | 0 | 0 |
| | 4人以上の世帯 | 50,000 | 0 | 0 |
| | 3 住家部分焼の場合 | | | |
| | 10,000 | 0 | 0 | |
| | 4 住家以外の家屋焼失の場合(20㎡以上の建物を対象とする。) | | | |
| | 全壊(全焼)の場合 | 20,000 | 0 | 0 |
| 半壊(半焼)の場合 | 10,000 | 0 | 0 | |
| 5 借家の場合 | | | | |
| 1から4まで列記の半額以下 | | | 3 | 105,000 |
| 床上浸水 | | 30,000 | 12 | 360,000 |
| 合計 | | | 22 | 985,000 |

H29 年度

| 対象事項 | 被災事項 | 金額 (円) | 件数 | 支給額 (円) |
|-----------------------------|---------------------------------|---------|----|---------|
| 死亡等 | 死亡 | 100,000 | 1 | 100,000 |
| | 全治3カ月以上の負傷 | 50,000 | 0 | 0 |
| | 全治1カ月以上3カ月未満の負傷 | 30,000 | 0 | 0 |
| 住家・店舗 及び倉庫 の損壊 滅失等 | 1 住家全壊(全焼)の場合 | | | |
| | 3人以下の世帯 | 70,000 | 2 | 140,000 |
| | 4人以上の世帯 | 100,000 | 0 | 0 |
| | 2 住家半壊(半焼)の場合 | | | |
| | 3人以下の世帯 | 30,000 | 0 | 0 |
| | 4人以上の世帯 | 50,000 | 0 | 0 |
| | 3 住家部分焼の場合 | 10,000 | 1 | 10,000 |
| 住家・店舗 及び倉庫 の損壊 滅失等 | 4 住家以外の家屋焼失の場合(20㎡以上の建物を対象とする。) | | | |
| | 全壊(全焼)の場合 | 20,000 | 0 | 0 |
| | 半壊(半焼)の場合 | 10,000 | 0 | 0 |
| | 5 借家の場合 | | | |
| | 1から4まで列記の半額以下 | | 1 | 10,000 |
| 床上浸水 | | 30,000 | 1 | 30,000 |
| 合計 | | | 6 | 290,000 |

○ 効果

見舞金または弔慰金を支給することにより、罹災者又は葬祭を行う者に対して、その援護と更生意欲の高揚を図ることができた。